

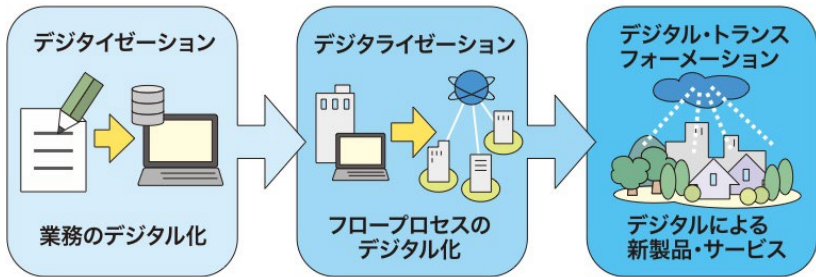
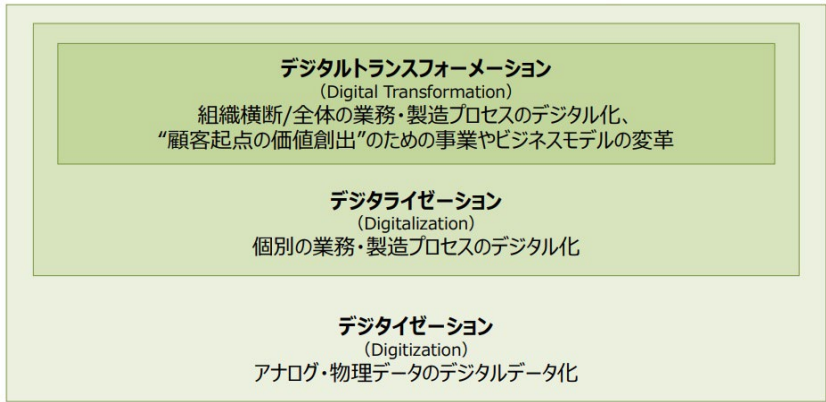
参 考 資 料

I	用語の解説等	参考-2
II	農業集落排水における主要な9つの業務フロー	参考-11
III	下水道、浄化槽、農業集落排水施設台帳の様式等	参考-21
IV	デジタル化導入・未導入地区の調査事例（令和4年度調査）	参考-58

I 用語の解説等

- ・ デジタル化
- ・ デジタイゼーション
- ・ デジタライゼーション
- ・ デジタルトランスフォーメーション
- ・ (参考：デジタル化のイメージ図)
- ・ データベースシステム
- ・ プラットフォーム
- ・ データ形式
- ・ オンプレミス
- ・ クラウドサービス
- ・ 要件定義（書）
- ・ AI
- ・ IT
- ・ ICT
- ・ IoT
- ・ RPA
- ・ GIS
- ・ API

用 語	定義、解説等
デジタル化	・ デジタル化とは、アナログな業務や情報を、デジタル技術を用いて変換し、効率化や新たな価値の創出を目指すプロセスをいいます。デジタル化は、業務の効率化やコスト削減、顧客体験の向上など、さまざまなメリットをもたらします。 ・ デジタル化の具体的な手法には、紙の書類を電子データに変換したり、手作業のプロセスを自動化したりすることが含まれます。
<u>デジタイゼーション</u> <u>Digitization</u> <u>(電子化)</u>	・ デジタイゼーション Digitization とは、<u>アナログ情報をデジタル形式に変換するプロセス</u>を指します。 ・ 具体的には、<u>アナログで存在する情報（例えば、紙の文書、手書きのメモ、写真、音声データなど）をデジタルデータに変換すること</u>をいいます。この変換により、情報の保存、検索、共有、分析が容易になり、業務効率の向上や新たな価値の創出に繋がります。
デジタライゼーション Digitalization	・ デジタライゼーション Digitalization とは、アナログな業務をデジタル技術を用いて改善し、業務フローやプロセスをデジタル化することを指しています。デジタイゼーション（紙の書類をデジタルデータに変換する、など）を進めることにより、業務プロセスを最適化し、以下に示すような業務の効率化や改善を図る取組みがこれにあたります。 ・ デジタライゼーションの目的 - 業務の効率化：デジタル技術を活用することで、手作業で行っていた業務を自動化し、時間やコストを削減します。 - データの活用：デジタル化されたデータを分析し、意思決定に役立てることができます。 - 競争力の向上：デジタル技術を導入することで、ビジネスモデルやサービスの

用 語	定義、解説等
	革新を促進し、競争優位性を確立します。(オンライン営業の導入など)
デジタルトランスフォーメーション DX Digital Transformation	- デジタルトランスフォーメーション (DX) Digital Transformation とは、デジタルイノベーションを通じて得られたデータやデジタル技術を活用してビジネスや社会、生活の形を変革する取り組みを指します。 - 具体的には、AI や IoT、ICT、ビッグデータなどの技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出を目指します。また、DX は企業が競争力を維持・強化するための重要なテーマであり、レガシーシステムからの脱却や企業文化の変革も含まれます。
(参考イメージ) デジタル化の広がり	 図-1 デジタル化の広がり(総務省:情報通信白書 for Kids より)  図-2 デジタル化の構造(経産省:DXレポート 2 中間取りまとめ(概要) より)
データベースシステム	- データベースシステムとは、データを効率的に保存、管理、操作するためのソフトウェアおよびその仕組みを指します。 - 具体的には、データベース (DB) とデータベース管理システム (DBMS) を含みます。データベースは、特定の形式で整理されたデータの集まりであり、DBMS はそのデータを操作、管理するためのソフトウェアです。 【データベースの役割】 - データベースは、以下の 3 つの主な役割を持っています。 - 集積：大量のデータを一元的に保存します。 - 整理：データを特定の構造に従って整理し、必要な情報を迅速に取り出せるようにします。

用 語	定義、解説等
	加工：データを抽出、編集、共有する機能を提供します。 【データベース管理システム（DBMS）】 DBMS は、データベースの作成、整理、更新、取得、管理を効率的かつ安全に行うためのソフトウェアです。代表的な DBMS には、MySQL、PostgreSQL、Oracle などがあります。DBMS を使用することで、複数のユーザーが同時にデータにアクセスし、複雑な検索を行うことが可能になります。 【データベースの種類】 データベースにはいくつかの種類がありますが、主なものには以下が含まれます。 リレーショナルデータベース：データをテーブル形式で管理し、SQL を使用して操作します。 階層型データベース：データを階層的に整理します。 オブジェクト指向データベース：オブジェクト指向プログラミングの概念を取り入れたデータベースです
プラットフォーム platform	・プラットフォームとは、特定の機能やサービスを提供するための基盤を指します。これは、ソフトウェアやハードウェアの基盤となり、アプリケーションの開発や運用を支援する枠組みです。プラットフォームは、ユーザー同士が交流したり、情報や商品をやり取りしたりする場を提供します。
データ形式	・データ形式とは、コンピュータや情報処理の分野で、情報やデータがどのように構造化・表現されているかを示す規則や型のことです。 ・文字列、数値、日付、画像、音声などの異なる種類のデータは、それぞれ特定の形式で表現されます。これによりデータの保存や送受信、解析が円滑になります。 【代表的なデータ形式の種類】 テキスト形式：主に文字情報を保存・交換しやすい形式。電子メールやウェブ API でよく使われる。 例：CSV, JSON, XML <CSV ファイル> CSV とは、Comma-Separated Values（カンマ区切り値）の略で、データをカンマで区切ってテキスト形式で表現するファイルフォーマットです。各レコード（行）がカンマで区切られた複数のフィールド（列）で構成されており、表形式のデータを簡単に保存・交換できます。CSV ファイルは、テキストファイルとして簡単に作成・編集でき、特に表計算ソフト（例：Excel）との相性が良く、様々な分野で広く利用されています。 バイナリ形式：画像や音声などのメディアデータを効率よく保存するための形式。 例：JPEG, MP3, PDF <PDF ファイル> PDF とは、Portable Document Format（ポータブル・ドキュメント・

用 語	定義、解説等
	フォーマット) の略で、テキストや画像、図形、表などを紙に印刷した時の状態をほぼそのまま保存できる電子ファイル形式です。つまり、紙の文書を電子的に再現した「電子的な紙」と言えます。多くのデバイス (Windows、Mac、スマホなど) で表示可能で、専用の PDF リーダーがあれば誰でも閲覧できます。 構造化データ：フィールドごとにデータ型が決まった組織的なデータ形式。 例：データベースのテーブル形式 特殊形式：多様な情報が複合的に含まれるファイル形式。 例：Excel ファイル、動画ファイル <shape ファイル> shape ファイルは ESRI 社によって 1990 年代に策定されたファイル形式 ESRI Shapefile で、地理的空間情報を表すベクター形式のデータを格納します。空間的な位置情報 (例えば、井戸や川、湖などの地物の座標) と、それに付随する属性情報 (名前、人口、土地利用など) を持ち、多くの GIS ソフトで対応されている業界標準的なフォーマットです。 shape ファイルは単一のファイルではなく、最低 3 つのファイル群で構成されています。 .shp：形状情報 (ジオメトリ) を格納。点、線、ポリゴンなどの空間データが含まれる .shx：インデックスファイル。検索性能を高めるために shp 内の位置情報を持つ .dbf：属性情報ファイル。形状に対応した属性データ (名前や数値など) を格納 (dBASE 形式) その他、座標系情報や文字コード指定などに使う補助ファイル (.prj、.cpg など) も存在し、特に .prj ファイルは正確な地図表示に重要です
オンプレミス on the premises	・オンプレミスとは、サーバーやネットワーク機器、データベースなどの情報システムを自社内の設備で構築・運用する形態を指します (on the premises は、建物内または施設内を意味します)。クラウド型 (クラウドサービス) と対照になる形態であり、自社運用型ともいいます。 ・具体的には、ハードウェアとソフトウェアの両方を自社で管理し、機器の選定から調達、設置、運用管理までを自社の責任で行います。このような運用形態は、特定の「施設内」で情報システムを管理することが特徴です。オンプレミスの利点には、カスタマイズ性の高さやセキュリティレベルの向上が含まれます。 ・スタンドアロン型もこれに含まれます。(スタンドアロン型は、PC1 台によるオンプレミスです。)
クラウド cloud servis	・クラウドとは、データをインターネット上に保管し、必要なときにアクセスできる仕組みを指します。これにより、ユーザーは自分のコンピュータにデータを保存する必要がなく、インターネットに接続できる環境があれば、どこからでもデ

用 語	定義、解説等
	ータにアクセスできます。 ・ 自社でサーバーやストレージを購入・管理する必要がなく、必要な分だけサービスを利用できるため、コストを抑えられます。 ・ ソフトウェアのアップデートやメンテナンスはサービス提供者が行うため、利用者は手間がかかりません。 ・ インターネットがあれば、時間や場所を問わずデータにアクセスできるため、リモートワークや外出先での利用が容易です。
要件定義	・ 要件定義とは、システム開発において、プロジェクト開始前に必要な機能や要求を明確にし、文書化するプロセスです。具体的には、発注者と開発者が「何を実現したいのか」、「どのような機能が必要なのか」を明確にし、プロジェクトの成功を左右する重要な工程となります。この段階で要件を明確にすることで、後工程での手戻りを防ぎ、品質の高いシステムを効率的に開発することが可能となります。 【要件定義の進め方】 ヒアリング：ユーザーからの要望を聞き取り、実現したいことを明確にします。 文書化：ユーザーの要望を具体的な仕様や機能として文書化します。 レビュー：文書化した内容をユーザーと確認し、必要に応じて修正を行います。 最終化：確認が完了したら、要件定義書を正式なドキュメントとして確定します。 【要件定義書に必要な項目】 <u>○システム導入の背景・目的</u> プロジェクトを進めるにあたり、関係者の間で認識の相違が生じて方向性が脱線しないよう、そのシステムを何のために導入するのか、システム化によってどのような課題を解決し、どのような目標を達成したいのかについて、誰が見ても分かりやすい形で記載します。 <u>○システムの概要</u> 最終的にどのようなシステムを構築するのか、成果物の具体的なイメージを共有できるように、システム全体の構成図や用途・対象ユーザーといった情報を記載します。 <u>○業務要件</u> 業務要件とは、システム化の対象となる現状の業務プロセス（As-Is）を分析し、そこに潜む問題点を洗い出して新たに実現すべき業務の流れ（To-Be）を明らかにしたものです。 システムの技術的なハードルは意識せず、あくまでも業務そのものにフォーカスし、システム導入後に実現したい業務の詳細な手順や担当者、業務全体の流れなどを記載します。 <u>○システム要件</u>

用 語	定義、解説等
	システム要件とは、業務要件で定められた内容を実現するために、システムにどのような機能や性能が求められるかを明確にしたものです。 予算や技術的な制約条件を踏まえ、業務要件で明確化した「業務上の要望」の中からシステム化するもの・しないものを選別し、どのような形でシステムへ落とし込んでいくべきか、システム開発の方向性について記載します。 <u>○機能要件</u> 機能要件とは、システム要件で決定した方向性に基づき、具体的にどのような機能が必要になるかを定めたものです。 扱うデータの種類・構造やシステムが処理可能な内容、画面レイアウト、操作方法、帳票の出力形式などを記載します。 <u>○非機能要件</u> 非機能要件とは、システムの機能面以外で検討すべき要件のことです。 セキュリティやパフォーマンス、可用性、拡張性など、ユーザーの目には触れない「システムの裏側」の要件について定めていきます。 対象範囲が幅広いため、情報処理推進機構（IPA）が策定した「非機能要求グレード」の 6 項目（「可用性」「性能・拡張性」「運用・保守性」「移行性」「セキュリティ」「システム環境・エコロジー」）に沿って記載するケースが多いです。 <u>○技術要件</u> 技術要件とは、IPA の「非機能要求グレード」とは別に、システム開発においてどのような技術を用いるかについて定めたものです。 内容としては、システムの基盤となるプラットフォームや、特定のフレームワークのような使用技術、採用するデータベース、システムを構築するために活用される開発言語などを記載します。 <u>○予算、人員、スケジュールなど</u> 要件定義以降の開発計画について、予算、人員、スケジュール、作業場所、使用する機器などの具体的な計画内容を記載します。
AI	・ AI とは、Artificial Intelligence（人工知能）の略で、コンピュータが人間の知能を模倣し、学習や推論を行う技術のことです。 【AI の定義】 AI（Artificial Intelligence）は、人工的に作られた知能を指し、コンピュータやロボットが人間のように認識、判断、推論、学習を行う能力を持つシステムです。AI は、与えられたデータからパターンやルールを学習し、様々なタスクを自動化することができます。 【AI の歴史】 AI という用語は、1956 年にアメリカのダートマス大学で行われた会議で初めて使用されました。この会議では、機械が人間の知能を模倣し、思考や問題解決を行えるようにすることが目指されました。

用 語	定義、解説等
	【AI の機能】 AI は以下のような機能を持っています。 自然言語処理：人間の言語を理解し、対話を行う能力。 画像認識：画像や映像を解析し、物体や顔を認識する能力。 機械学習：データから学習し、予測や判断を行う能力。 自動運転：車両を自律的に運転する技術。 医療診断：医療データを分析し、診断を支援する能力。 【AI の応用】 AI は、ビジネスや日常生活において広く活用されています。例えば、カスタマーサポートのチャットボット、音声アシスタント、データ分析、予測モデルなどがあります。これにより、業務の効率化や新たな価値の創出が期待されています。
IT	・IT とは、Information Technology（情報技術）の略で、コンピューターやネットワークを使用して情報を取得、保存、伝達する技術を指します。具体的には、情報を管理するための技術全般を含みます。
ICT	・ICT とは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、コンピューターやスマートフォン、インターネットなどを用いて情報を伝達・共有するための技術全般を指します。また、単にコンピューターを使用するだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含まれます。
IoT	・IoT（アイオーティー）とは、Internet of Things の略で、「モノのインターネット」のことをいいます。スマートスピーカーやスマートホーム、自動運転車など、近年急速に実用化が進んでいる先端テクノロジーです。現在、注目を集めているDX（デジタルトランスフォーメーション）推進においても、AI やビッグデータなどと並ぶ重要なファクターの1つになっています。
RPA	・RPA（アールピーエー）とは、Robotic Process Automation の略で、人がパソコン上で行っている定型的な作業をソフトウェアロボットが代行する技術です。簡単に言えば、Excel への転記や帳票のダウンロード、システムへの入力など、毎日同じような操作を繰り返している業務を自動でこなしてくれる“デジタル作業員”です。
GIS	・GIS とは、Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地理的な位置情報と属性情報を結びつけて扱うシステムです。これにより、地図上で情報を重ね合わせ、空間的なパターンや関係性を分析できます。 【GIS の主な機能】 データ収集・管理：地図情報や GPS データ、衛星画像など多様な空間データを取り込み管理できる。 解析：空間分析や最適ルート探索、土地利用解析など、地理的特徴を基にした多様な分析が可能。 視覚化：地図を作成し情報を分かりやすく表示することで、現状把握や意思決定に活用できる。

用 語	定義、解説等
	【GIS の活用例】 都市計画や防災：災害リスクのマッピングや避難計画の策定。 農業：作物の生育状況や土壌情報の管理。 交通：最適な運行ルートや交通量分析。 環境保護：森林管理や自然保護区の調査。 【GIS の歴史と社会的背景】 GIS の起源は 1960 年代カナダで開発された CGIS にあり、日本では 1995 年の阪神淡路大震災をきっかけに本格的な推進が始まりました。情報技術の進歩と共に GIS は多くの分野で不可欠な基盤技術となり、現在は人工知能やビッグデータと連携しながら進化を続けています。国が制定した「地理空間情報活用推進基本法」も GIS の普及と高度利用を後押ししています。 【GIS 利用に必要な要素】 データ：地図（ベクトル・ラスタデータ）、空中写真、統計データなど。 ソフトウェア：GIS 専用アプリケーション（例：ArcGIS、QGIS など） ハードウェア：パソコン、サーバー、GPS やセンサー機器。 技術者・手法：データ分析・管理の専門知識および運用体制。 法制度や標準：データの標準化や共有基盤の整備。 GIS は位置に関するデータを集約し、多角的に活用できるため、都市の計画から災害対策、ビジネスの効率化まで、現代社会の様々な分野で重要な役割を果たしています。利用者自身や組織のニーズに応じてカスタマイズ可能な強力なツールであり、今後も技術の発展と共にさらなる進化が期待されます。
API	・API とは、Application Programming Interface の略で、ソフトウェア同士が互いに連携し、機能やデータをやり取りするための仕組みや規約のことです。 例えば、スマートフォンのアプリが地図情報を利用する際に地図サービスの API を通じて情報を取得します。これにより、利用者が地図アプリを新たに作る手間を減らせます。 【API の役割・用途】 機能共有連携：オンラインサービス同士が連携し、便利な機能を構築できる。 データ取：他のサービスの情報をリアルタイムで取得・活用できる。 効率化：開発者は既存の API を使うことで、一から機能を作る負担を軽減できる。 統一規格：API 仕様によって通信のルールが標準化され、互換性や安全性が保たれる。 【API の種類と例】 Web AP：インターネット経由で利用される API Google Maps や Twitter のデータ取得 API など。 ライブラリ API：プログラミング言語のライブラリに組み込まれた機能呼び出しの API

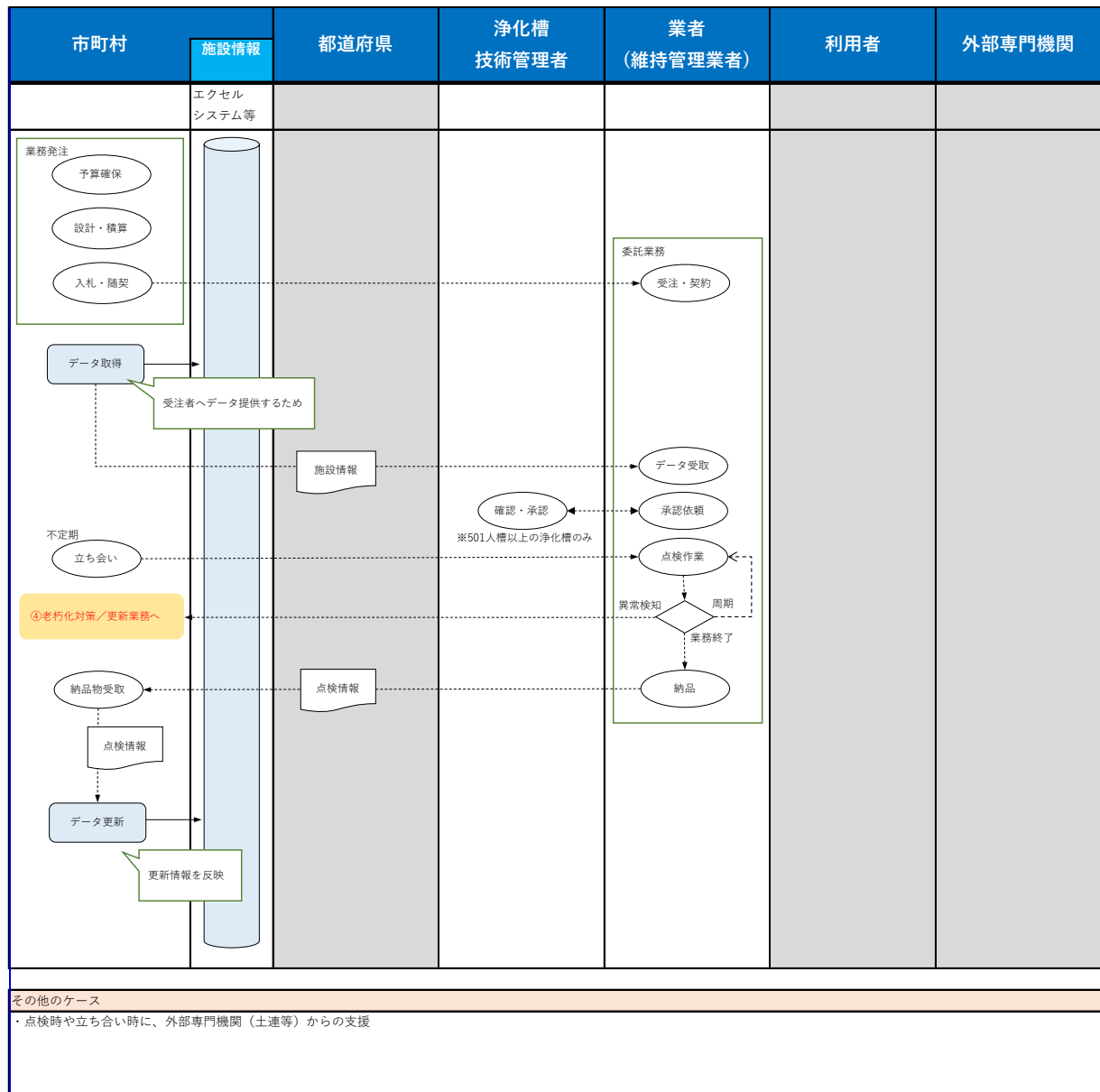
用 語	定義、解説等
	OS の API : Windows や macOS などオペレーティングシステムが提供する機能の API 日常で馴染み深い例として、SNS アプリに写真を投稿する機能は、その SNS サービスが提供する API を利用して実装されています。 API は現代のソフトウェア開発やサービス連携の基盤であり、クラウドサービスやスマホアプリなど多様な場面で欠かせない技術です。

Ⅱ 農業集落排水における主要な9つの業務フロー

① 施設の定型維持管理業務	参考-12
② 非常時対応業務	参考-13
③ 苦情クレーム対応業務	参考-14
④ 老朽化対策／更新業務	参考-15
⑤ 最適整備構想・維持管理適正化計画の作成業務	参考-16
⑥ 新規利用者対応業務	参考-17
⑦ 使用料収入管理業務	参考-18
⑧ 届出指導業務	参考-19
⑨ 集計業務	参考-20

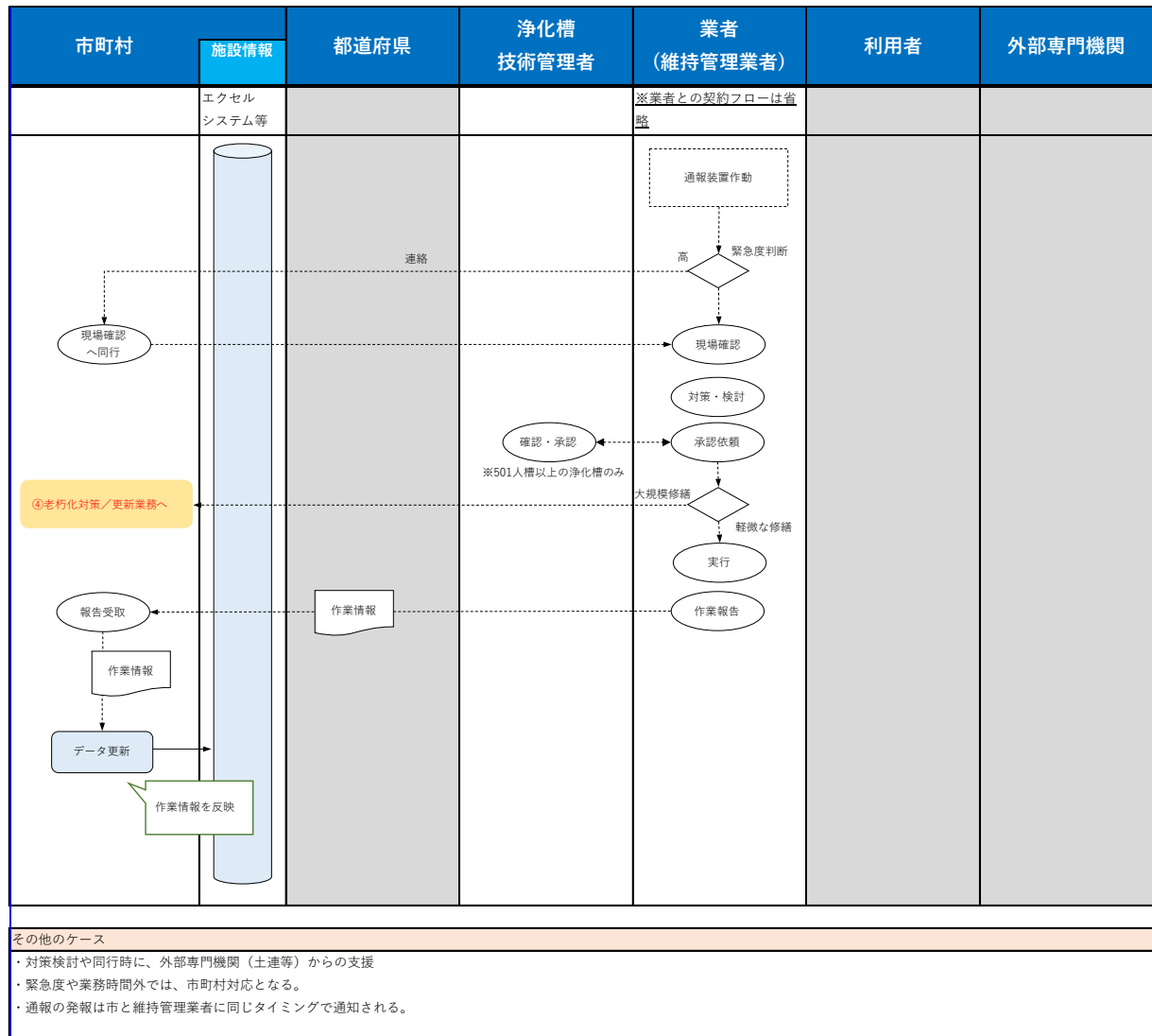
① 施設の定型維持管理業務

(市町村⇄維持管理者・浄化槽技術管理者)



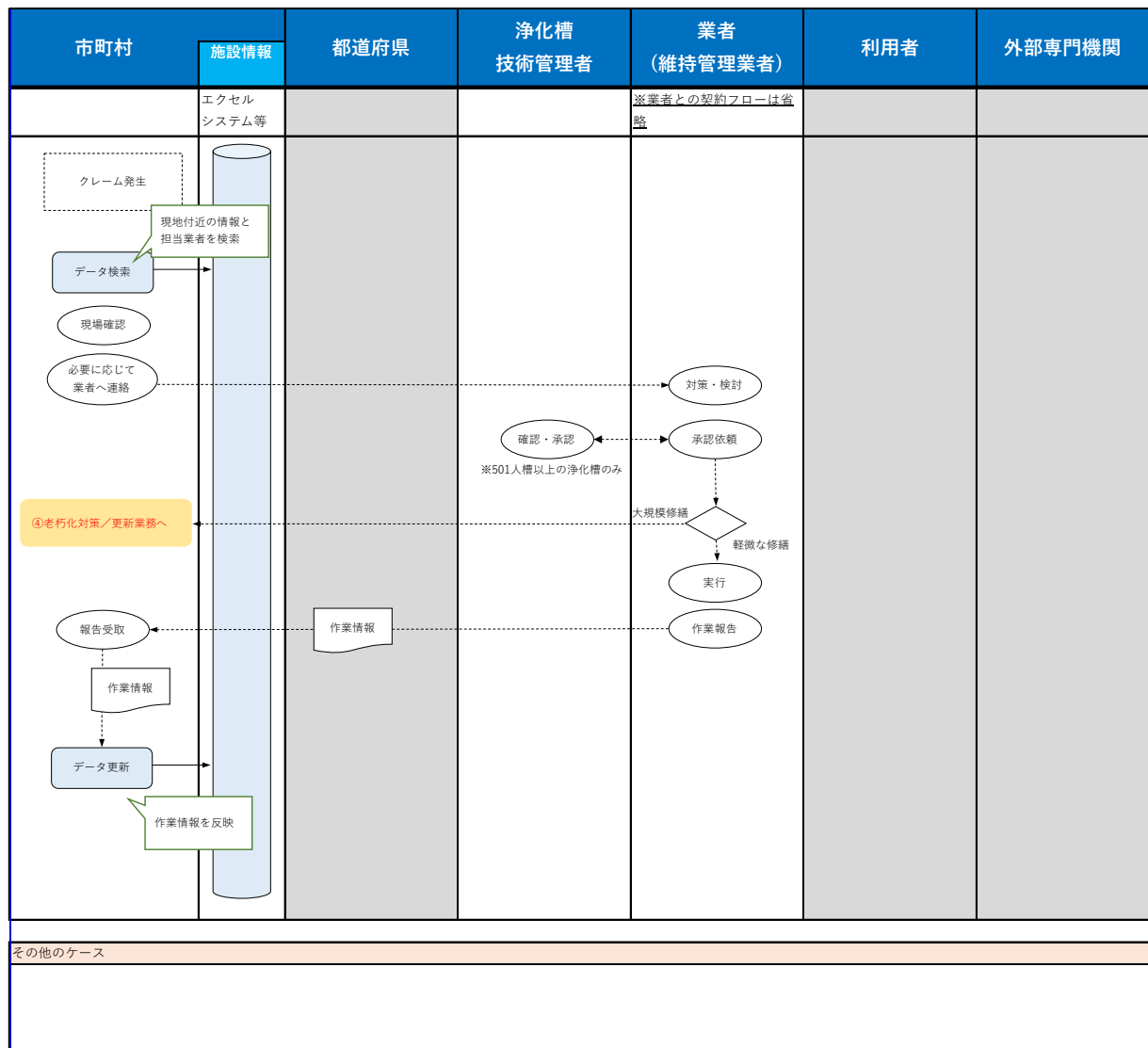
② 非常時対応業務

(市町村⇄維持管理業者・浄化槽技術管理者)



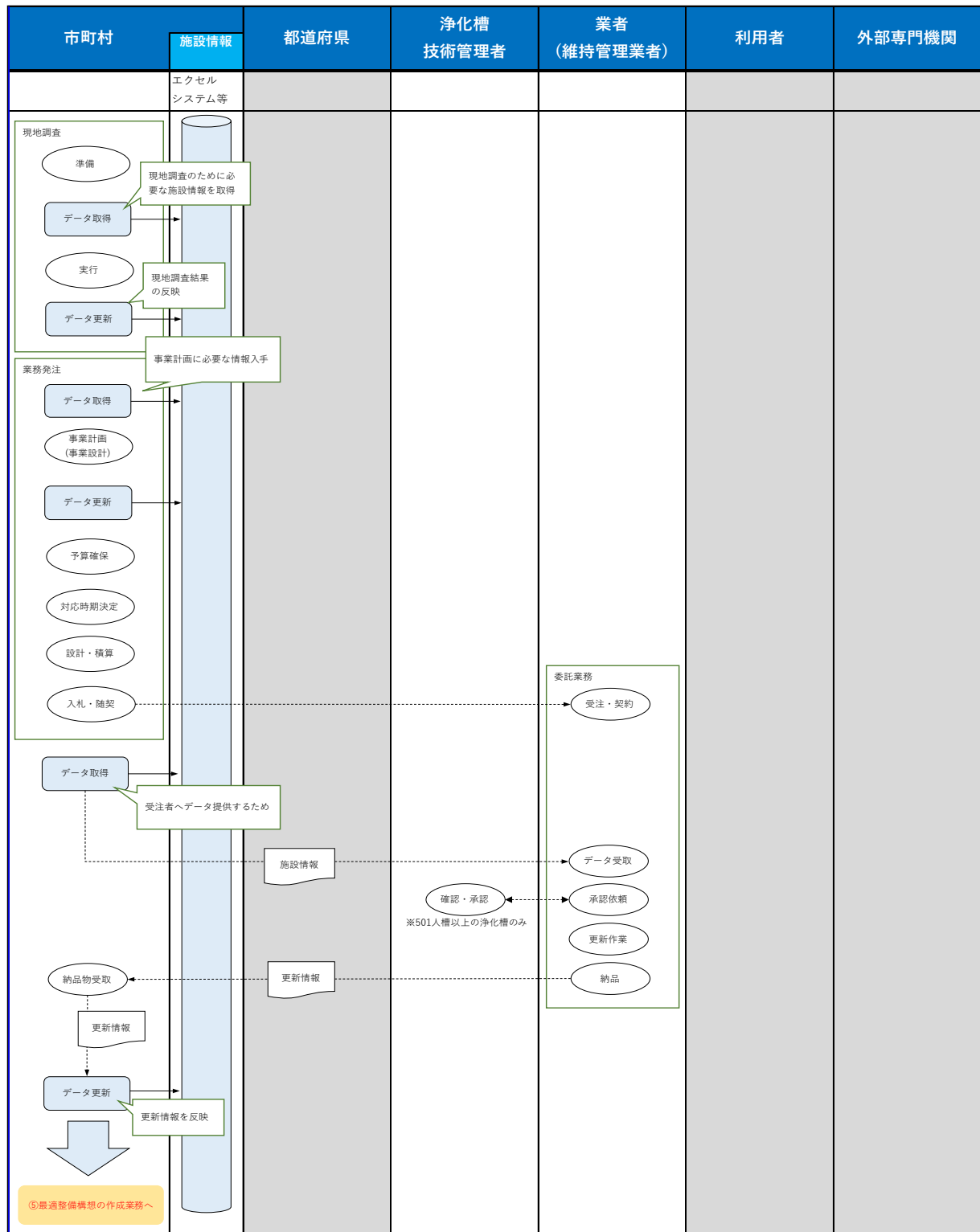
③ 苦情クレーム対応業務

(市町村⇄維持管理業者・浄化槽技術管理者)



④ 老朽化対策／更新業務

(市町村⇄維持管理業者・工事施工業者・浄化槽技術管理者)

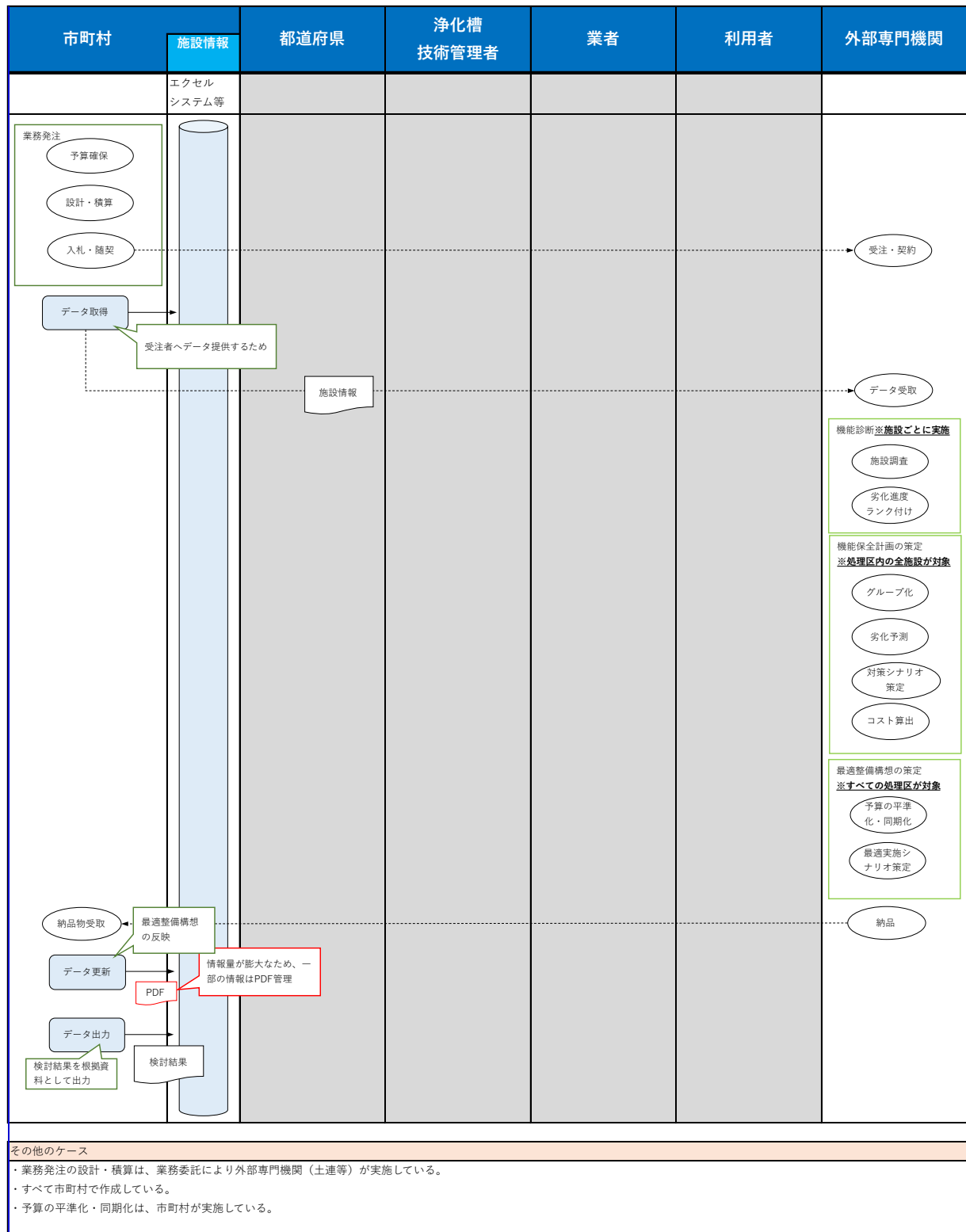


その他のケース

- ・業務発注の設計・積算は、業務委託により外部専門機関（土連等）が実施している。
- ・現地調査は未実施。

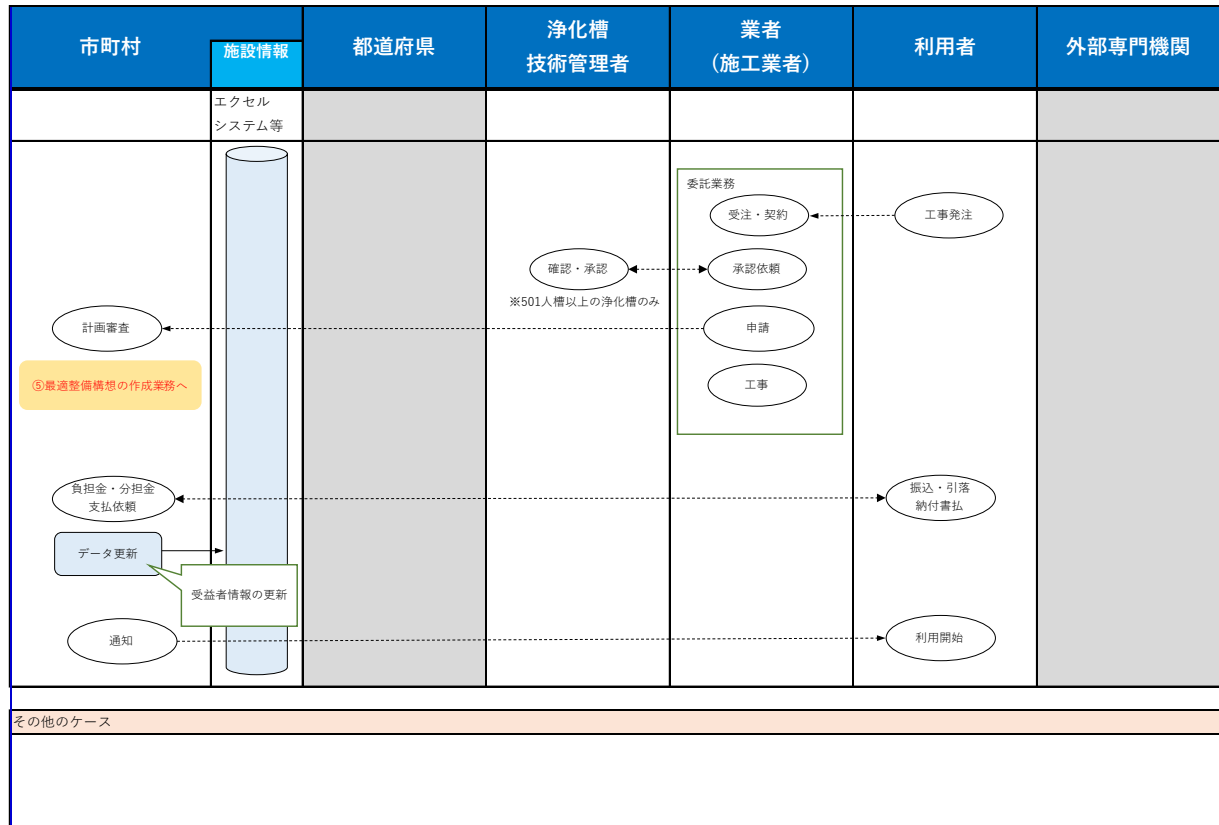
⑤ 最適整備構想・維持管理適正化計画の作成業務

(市町村⇄外部専門機関)



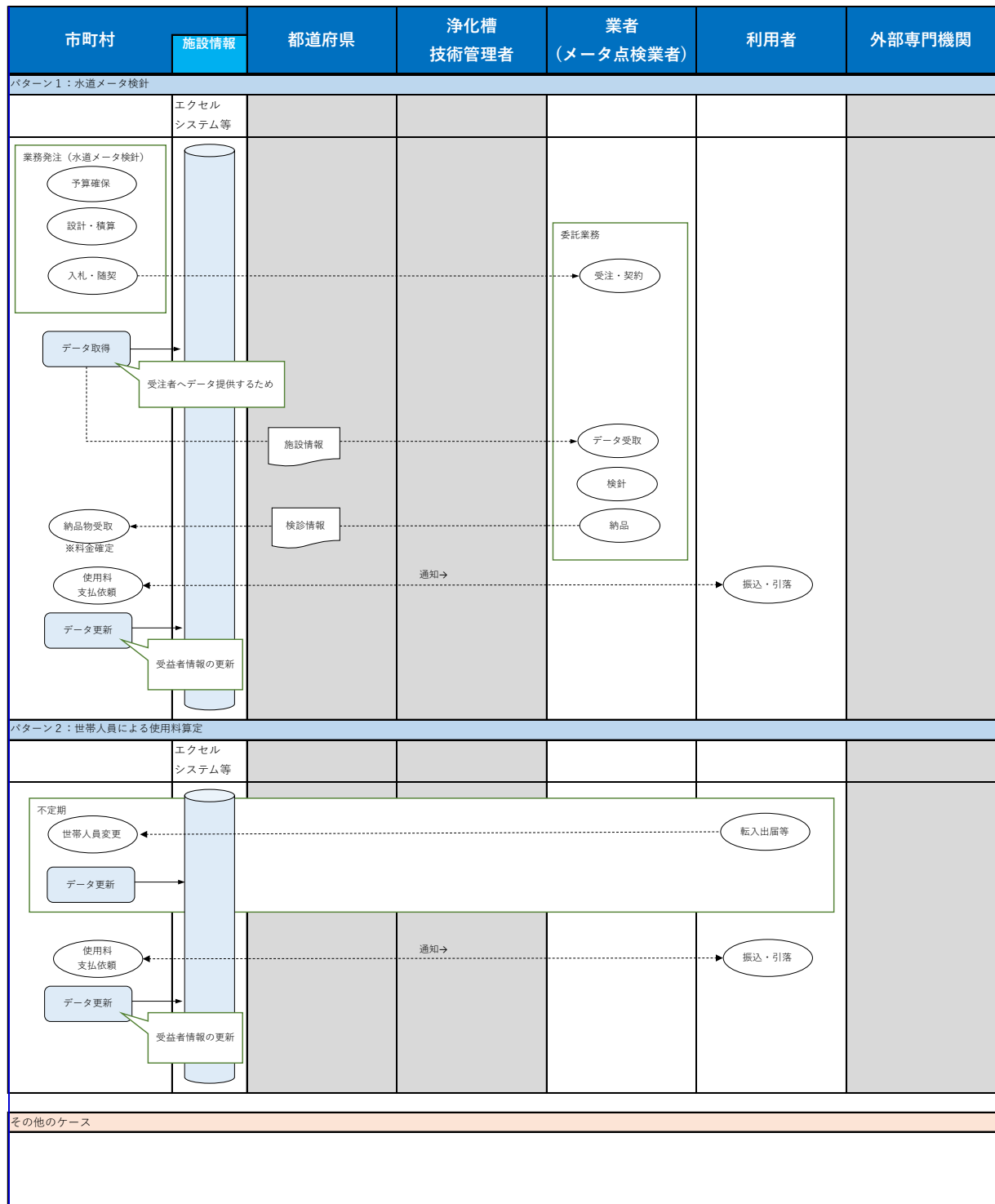
⑥ 新規利用者対応業務

(市町村⇔工事施工業者・浄化槽技術管理者⇔利用者)



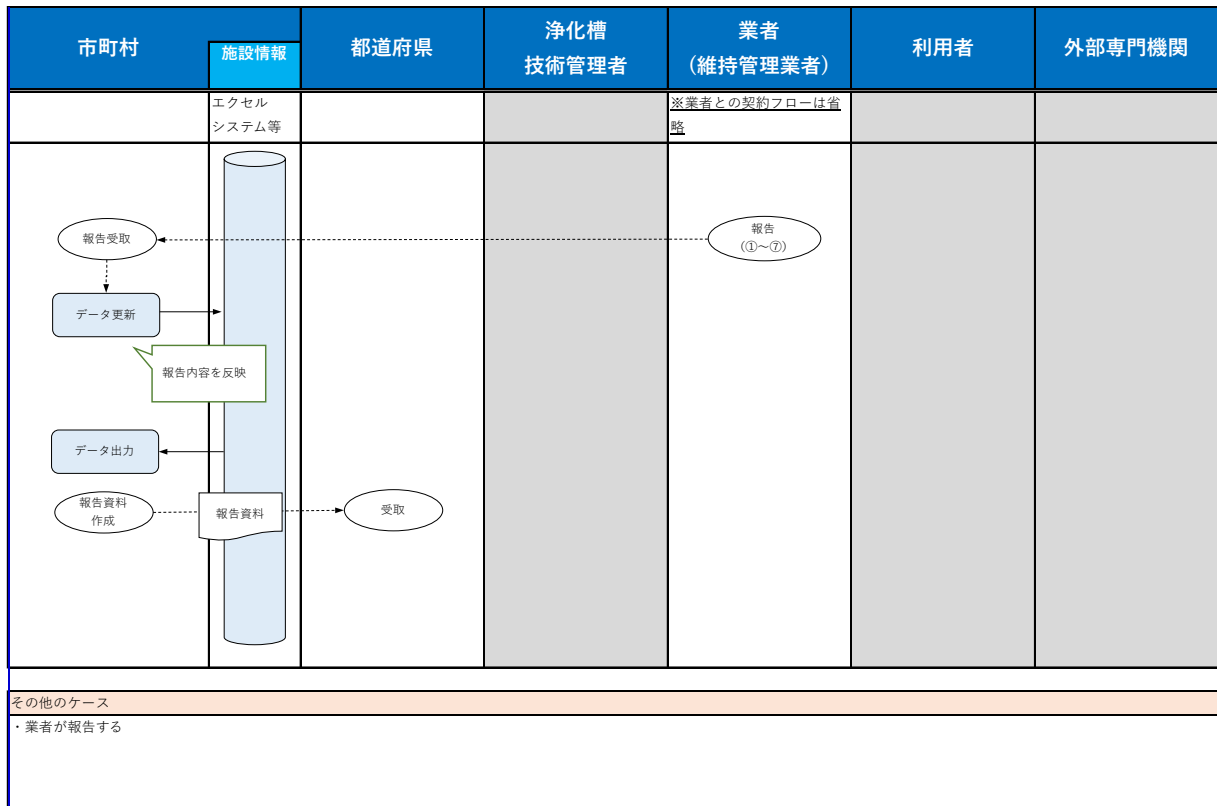
⑦ 使用料収入管理業務

(市町村⇄メーター点検業⇄利用者)



⑧ 届出指導業務

(市町村⇄都道府県⇄維持管理業者)



⑨ 集計業務

(市町村⇄都道府県)

市町村	施設情報	都道府県	浄化槽 技術管理者	業者	利用者	外部専門機関
	エクセル システム等					
その他のケース ・集計する内容によっては、外部専門機関（土連等）に確認することがある						

Ⅲ 下水道、浄化槽、農業集落排水施設台帳の様式等

- ① 農業集落排水施設台帳 参考-22
- ② 浄化槽台帳 参考-41
- ③ 下水道台帳 参考-46

① 農業集落排水施設台帳

農業集落排水施設台帳は、集排施設の設置状況や維持管理に関する情報を整理・管理するための資料である。

作成については、法令に基づき規定されているものはないが、農業集落排水便覧（H19 年度版）第 5 章 5-2 において、台帳作成に関する事項が記載されている。また、令和 2 年度農業集落排水施設 ICT 技術導入調査検討業務において台帳様式の作成について検討がされている。

台帳作成とは別に農業集落排水事業地区別調書（実施状況調書）作成が行われており、この調書の項目とも照合していくことが必要である。

- 農業集落排水便覧（平成 19 年度版）
- 台帳様式案（令和 2 年度農業集落排水施設 ICT 技術導入調査検討業務）
- 農業集落排水地区別調書※（実施状況調書；農村振興局地域整備課）

※農林水産省農村振興局地域整備課が定期的に調査を行っているもの

なお、農業集落排水便覧（平成 19 年度版）による施設台帳の参考様式を P27～29 に掲載する（表 1～表 5）。

【農業集落排水便覧】（平成 19 年度版）※一部、加筆修正

（「技術編 第 5 章 農業集落排水施設の維持管理」から抜粋）

5-2 農業集落排水施設台帳の整備

（1）農業集落排水施設台帳の作成

農業集落排水施設の機能を適正に維持していくためには、施設の維持管理及び運営の適正化を図ることが強く求められている。

このため、維持管理体制整備の一環として、農業集落排水施設の維持管理上の基礎資料となる農業集落排水施設台帳の整備を行い、施設の全容を正確かつ容易に把握できるようにすることにより、維持管理のより一層の適正化に努めることが必要である。

また、農業集落排水施設台帳は、各戸の排水設備の設置工事や今後の関連機関との協議、非常時等の場合に貴重な情報として活用される。

（ア）作成主体

農業集落排水施設の事業主体あるいは管理主体である市町村等において作成し保管することとされている。

（イ）作成時期

農業集落排水施設の完了地区については速やかに作成するとともに、一部供用されている地区についても事業の進捗に合わせて順次調整を図り、施設の管理主体において適切に保管し、適正な維持管理を行う必要がある。

(ウ) 内容

農業集落排水施設台帳は、調書及び図面から構成されており、これには、汚水処理施設、管路施設等の所在、構造、能力等の内容が含まれ、施設の状況を容易に把握することができるものである。(基本的に下水道台帳に準拠している)

(2) 農業集落排水施設台帳記入例

(ア) 調書

調書は次に掲げるものについて作成する。

a) 総括調書(表1) ※総括調書については、地区別調書(実施状況調書)も参照のこと

- ①採択年度、②事業名、③地区名、④事業計画区域、⑤排水区域、
⑥雨水排水施設数量、⑦汚水排水施設数量
付図：総括調書記入の前提条件

b) 管路施設調書(表2)

- ①管路番号、②施工年度、③延長、④管径、⑤管種等、
⑦マンホール、⑧公共ます、⑨ポンプ設置箇所数、⑩付帯施設

c) 汚水処理施設調書(表3)

- ①汚水処理施設位置、②敷地面積、③処理方式、④施設設計諸元等、
⑤放流口位置、⑥放流先名称、⑦資源循環施設等

d) 施設の構造及び能力調書(表4)

- ①施設区分、②施設の名称、③機器(メーカー)、④数量、⑤構造、⑥能力、⑦購入時期
※汚水処理施設、ポンプ施設の構造及び能力調書

e) 整備履歴調書(表5)

- ①施設名称、②対象機器、③点検頻度、④耐用年数、
⑤来歴(日時、積算時間、内容、施工者、点検種別、発注金額、確認者)
※主機・主設備、電動機、補機・付属品の整備等履歴

(イ) 図面

図面は次に挙げるものについて調整する。なお、この調整をできるだけ容易にするため設計、完工図等が転用できるよう、これら図面の作成に当たって充分配慮することが必要である。

- ①一般図、②平面図、③管渠平面・縦断図索引図、④管渠平面・縦断図、⑤汚水処理場配置図、⑥汚水処理施設構造図

(ウ) 記入例 ※農業集落排水台帳の記入要領

	項 目	要 領	備考
総括調書	事業名	農業集落排水事業、村づくり交付金等の別を記入する。	
	事業計画区域	(1) 面積 「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」(平成14年3月27日付け13農振第3439号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)様式第2号の1又は2の「事業計画区域面積」欄の上段に該当する値を記入する。 (2) 人口 実施要領様式第2号の1又は2の「総人口」欄の上段に該当する値を記入する。 (3) 総戸数 実施要領様式第2号の1又は2の「総戸数」欄の上段に該当する値を記入する。	
	排水区域	(1) 汚水排水施設については供用を開始するごとに台帳に登載する。 (2) 雨水排水施設については事業の1工種として補助対象部分の整備が全て完	

		了した後、一括して台帳に登載する。 (3) 排水区域 事業計画区域のうち、污水排水施設にあっては、施設の供用を開始している区域をいい、雨水排水施設にあっては、雨水等を他の事業による排水路等を介さず当該施設により直接排除している区域をいう。 (4) 面積 排水区域の面積を(1)又は(2)により記入する。 (5) 人口 排水区域内の人口を(1)又は(2)により記入する。 (6) 戸数 排水区域内の戸数を(1)又は(2)により記入する。 (7) 着工年月日 污水排水施設については、当該処理区に係る施設の実施設計を行った年月日を雨水排水施設については、当該施設に係る最初の実施設計を行った年月日を記入する。 (8) 完了年月日 污水排水施設については、当該処理区の補助対象部分の整備が全て完了した年月日を、雨水排水施設については、当該事業の1工種として補助対象部分の整備が全て完了した年月日を実績報告書から転記する。 (9) 供用開始年月日 公示された供用開始日を記入する。ただし、昭和61年3月31日以前に供用を開始した施設については、当該施設の設置に関する条例の施行日等、供用開始が確認できる日を記載する。 なお、雨水排水施設については(8)の時点の属する日の翌日を供用開始年月日とみなすものとする。	
II-1 管路 施設 調書	管路番号	管渠平面・縦断面図に管番号ごとに記載する。	
	付帯施設	除外施設、管理用道路等の施設の名称及び構造等を記入する。	
	摘要	図面番号等を記入する。	
II-2 污水 処理 施設 調書	施設計画諸元	(1) 計画処理水質 BOD、SS等の計画値を記入する。 (2) 人口 計画処理人口（定住人口と流入人口（換算値）の合計値）を記入する。	
	放流先名称	処理水放流先の水路名又は河川名等を記入する。	
	資源循環施設等	施設の名称等を記入する。	

表1 総括調査

採択 年度	事業名	地区名	事業計画区域						排 水 区 域						雨水排水施設数量			汚水排水施設数量					摘 要						
			面積	人口	総戸数	地名	処理区 名	地名	面積	人口	戸数	着工 年月日	完了 年月日	供用開始 年月日	管渠 延長	公共 雨水樹	ポンプ 施設	管路 延長	汚水 処理 施設	マン ホール	公共 汚水樹	ポンプ 施設							
			千m2	人	戸				千m2	人	戸				m	箇所	箇所	m	箇所	箇所	箇所	箇所							
58	農業集落 排水事業	〇〇地区	430	260	62	〇〇県 ●●郡 ××町 □□	〇〇 処理区	〇〇県 ●●郡 ××町 □□	↓	↓	↓																		
									270	160	38				S60.4.1	設置条例の施行日											汚水排水施設		
									(89)	(54)	(13)				S60.6.10	実績報告書の 年月日の翌日											雨水排水施設		
									142	86	21																		
									(41)	(25)	(6)				S61.6.1													汚水排水施設	
									100	60	15																		
									(12)	(7)	(2)				S62.3.20	公示された年月日												汚水排水施設	
									60	40	9																		
									(142)	(86)	(21)																		
									430	260	62	S58.4.1	S62.5.25																
142	86	62	S58.4.1	S60.6.9																									
（ ）内数字は汚水の排水区域と雨水の排水区域が重複する区域に該当する数値																													

付： 総括調査記入の前提条件

表1 総括調査（付：総括調査記入の前提条件）

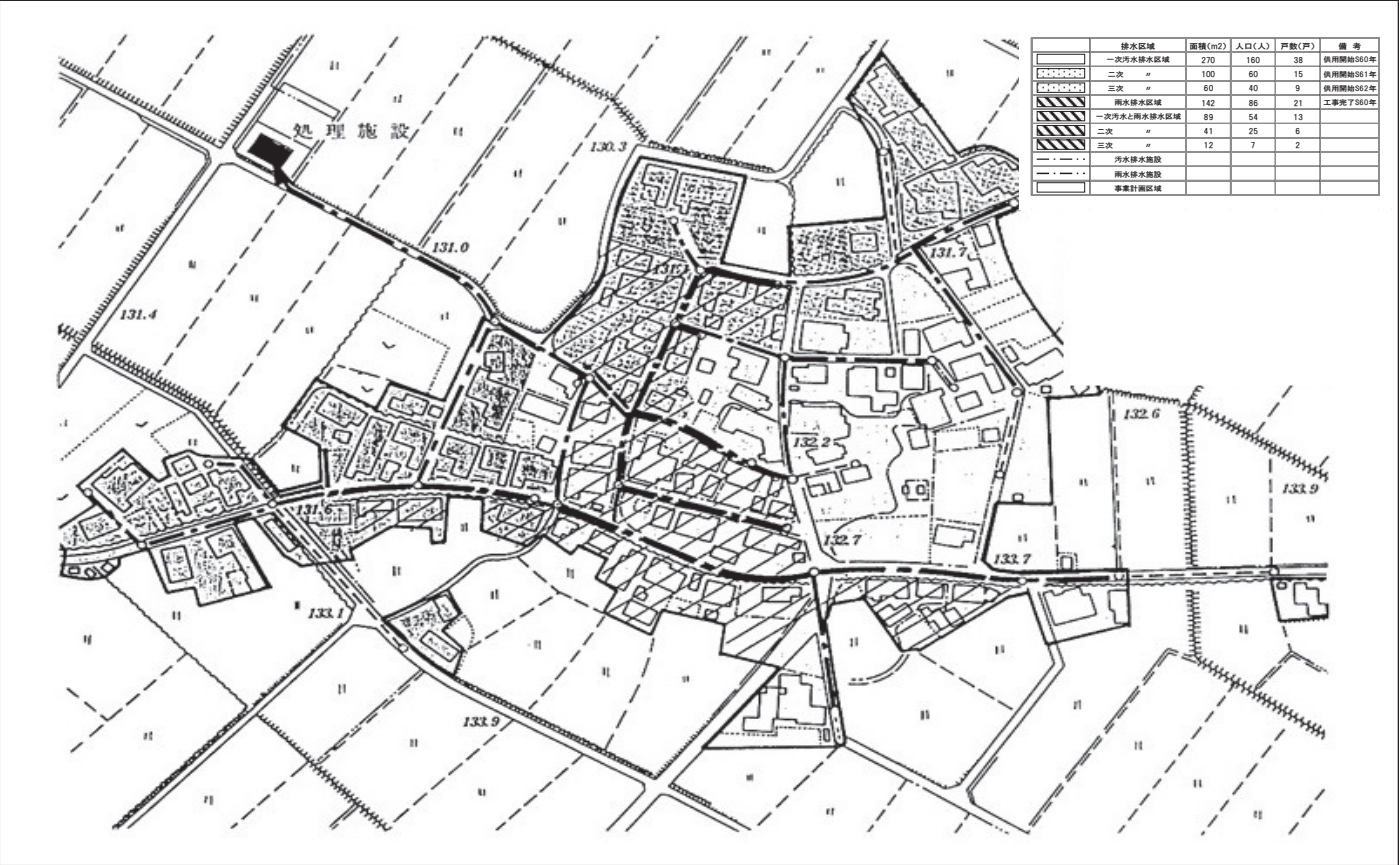


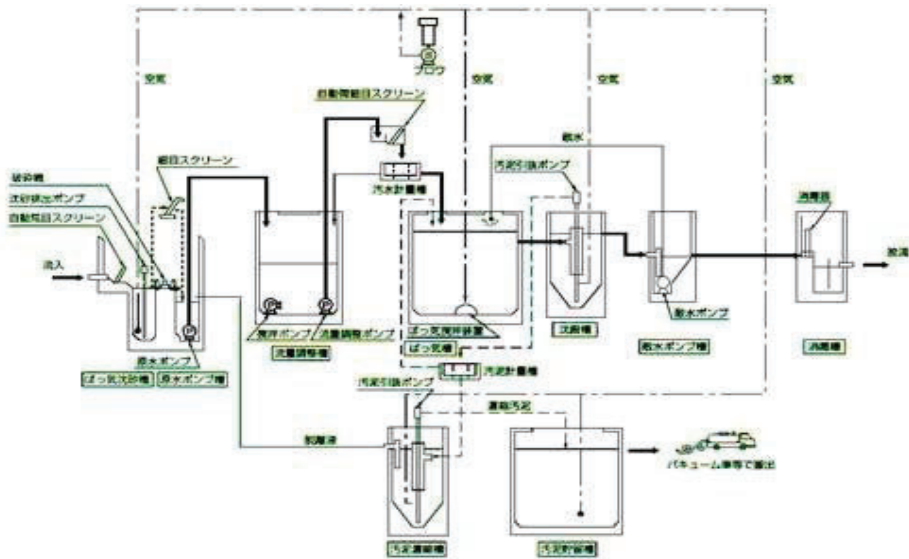
表2 管路施設調書

改正 官路施設調査												地区名		〇〇地区		処理区名			△△地区		
管路番号		施工年度	延長 m	管径 mm	管種等	マンホール(箇)						公共樹(箇)						ポンプ設置 箇所数	付帯施設	摘 要	
雨水	汚水					1200 mm	900 mm	600 mm	特1	他	小計	700 mm	500 mm	360 mm	300 mm	特1	他				小計
-	①	S60	320	Φ 150	VURR	-	11	-	1	-	12	1	9	-	-	-	-	10	-	-	

表3 汚水処理施設調書

表5 汚水処理施設調査							地区名	〇〇地区		処理区名	△△地区		
汚水処理施設位置	敷地面積	処理方式					処理方式名	施設計画諸元等			放流口位置	放流先名称	資源循環施設等
		大臣認定・一般(個別認定)				告示構造区分 (建設省告示 第1292号)		計画処理水質	日平均汚水量	人口			
		性能評価 (評定)番号	性能評価 (評定)受理	国土交通(建設) 大臣認定									
	m2						mg/l	m3/日	人				
〇〇町大字〇〇 〇〇番	1,250					JARUS-XIV型	BOD-20以下 SS-50以下	329	1,220	大字〇〇 〇〇地先	〇〇排水路		

(汚水処理フローシート)



【農業集落排水施設 ICT 技術導入調査検討業務】（令和 2 年度）

（「第 5 章 施設情報の標準的な台帳様式の作成」から抜粋）

5-1 台帳様式の概要

集排施設の ICT 化により、諸データの集約・共有を可能とするために必要となる施設情報の電子・地図データ化について、モデル的に実施し標準的な台帳様式の検討・作成を行う。

- ① 集排施設の ICT 化に必要な施設情報について、位置や施設規模等の電子・地図データ化に向けた項目を選定し、施設毎、市町村毎、都道府県毎の台帳様式(案)を検討する。
- ② 現地調査を行った市町村について、モデル的に電子・地図データ化を行う。なお、電子・地図データ化する様式の作成に当たっては、汎用性のあるソフトを利用するものとする。
- ③ 今後の ICT 化や効率的な維持管理の観点から利用可能な情報となっているかを検証した上で、標準的な台帳様式を作成する。

5-2 台帳様式案項目の選定

農業集落排水施設地区別調書（農林水産省）及び農業集落排水便覧（平成 19 年度版・社団法人地域資源循環技術センター）を基本としつつ、浄化槽法に基づく事項や現地調査で得られた市町村要望など踏まえて、市町村ごと、都道府県ごとに必要な情報を検討・選定する。

(1) 市町村ごとに必要な情報

施設管理者である市町村が必要な情報としては、処理区の諸元（処理区ごと）、施設の諸元（施設ごと）、保守点検・清掃・更新整備履歴など、施設管理に必要な情報となる。また、将来的に一つの台帳システムで管理することを想定したばあい、個人情報（受益者情報）についてもあわせて連携し、事務の効率化に資することができる。記載内容案を以下に示す。

表 5-1 台帳記載内容案

記 載 内 容
1. 処理区ごと
(1) 総括
・都道府県名、市町村名、地区名、処理区名
・事業名
・事業年度（採択・着工・完了・供用開始）
・総事業費（処理施設、管路施設など）
・管路延長
・集落数
・整備計画（人口、戸数、汚水量（平均・最大）
・現況状況（Ⅱ）
・処理方式の分類（型式）
・水質（計画処理水質、測定値）
・法定検査実施状況（法 7 条、11 条）
・処理水放流先
・処理水の再利用、汚泥の再利用状況
・機能診断・最適整備構想の有無
・機能強化事業実施状況
・統廃合の状況（農集、下水と年度）
・資源循環施設
(2) 個人情報

・受益者所在、氏名、使用量、料金納付状況
2. 施設区ごと
(1) 処理施設調書 ・設置場所、敷地面積 ・種類（処理方式、大臣認定） ・処理対象人員 ・501人以上の場合の浄化槽技術管理者名 ・処理能力（日平均汚水量、計画処理水質） ・放流先名称 ・各単位装置名称、構造、規模 ・各単位装置設置機器名称、メーカー、台数、能力（出力など）、設置年度 ・運転状況（フローシート） ・保守点検記録 ・清掃履歴 ・整備更新履歴 (2) 管路施設調書 ア) 管路情報 ・管路番号 ・排除方式（自然流下、圧送、真空） ・管種、管径 ・区間延長、上流土被り、下流土被り、勾配 ・施工年度、施工業者 イ) 付帯施設情報（中継ポンプ構造及び能力） ・中継ポンプ番号・名称 ・マンホール構造、規模 ・中継ポンプメーカー、台数、能力（口径、揚程、出力、吐出量）、設置年度 ・運転状況（フローシート） ・保守点検記録 ・清掃履歴 ・整備更新履歴

(2) 都道府県ごとに必要な情報

都道府県は浄化槽法上において市町村の監督権限を有しており、その設置や廃止等に係る手続きを市町村から提出させることから、このような事務手続きをシステム化することで事務の効率化に資する。

なお、浄化槽技術管理者の報告は、処理施設の保守点検業者が毎年変われば、管理者変更の届も毎年出さなければならず、また水質検査結果（法第 11 条の定期検査）については毎年必ず試験検査機関から都道府県に報告することとなっている。

表 5-2 台帳記載内容案

記 載 内 容
設置・変更（法第 5 条）、廃止（法第 11 条の 3）届
浄化槽技術管理者の報告（法第 10 条の 2 第 2 項）
水質検査（法第 7 条、11 条）

5-3 モデル的電子・地図データの作成

現地調査を行った市町村（長浜市）について、モデル的に電子・地図データ化を行う。

長浜市の遠方監視システムのデータを活用し、地図データ上に処理施設や中継ポンプ施設、管路を配置した。

また、将来的なシステム化のイメージとして、電子地図データ上の施設をクリックすることで、当該施設の台帳を閲覧できるようにすることで、台帳検索の効率化を図ることができる。そのイメージを合わせて作

成する。

5-4 台帳様式の検証

今後の ICT 化や効率的な維持管理の観点からとして、システム化を想定した場合に、市役所の担当者のみならず、様々な関係機関がシステム（クラウド）にアクセスでき、必要な情報を登録や閲覧できる仕組みづくりが必要である。

関係機関としては、市町村のほか、浄化槽に関する許認可権を有する都道府県、集排施設を実際に現場で管理する保守点検業者や清掃業者、法定水質検査の指定検査機関、処理施設の更新整備等の施工業者、更には市町村を技術的に支援する外部機関として都道府県土地改良事業団体連合会や一般社団法人地域環境資源センターなどがシステムにアクセスできる機関として想定される。

台帳記載内容とそれぞれの関係機関のアクセス権限については、①登録、②承認、③閲覧の3パターンがある。すべてを市町村担当者が登録すると、その負担が大きくなるため、保守点検業者や指定検査機関、施工業者が登録できるようにしておき、それを市町村担当者が承認することで台帳システムに最終的に登録されることが望ましい。

また、システムで個人情報を扱うこととする場合は、個人情報保護の観点から LGWAN 上でのシステム運用とし、市町村担当者以外の者が閲覧することはできないものにしなければならない。

以下に、システム化を想定した台帳記載内容とその情報を共有する関係機関とそれぞれの権限について表 5-3、表 5-4 に整理する。

表 5-3 台帳記載内容と情報を共有する関係機関

記載内容	ICT 化（システム化）した場合の関係機関とその権限 （①登録・②承認・③閲覧）※1					
	市町村	都道府県	保守点検業者	指定検査機関	施工業者	外部専門機関※2
1. 処理区ごと						
(1) 総括 ・都道府県名、市町村名、地区名、処理区名 ・事業名 ・事業年度（採択・着工・完了・供用開始） ・総事業費（処理施設、管路施設など） ・管路延長 ・集落数 ・整備計画（人口、戸数、汚水量（平均・最大） ・現況状況（〃） ・処理方式の分類（型式） ・水質（計画処理水質、測定値） ・法定検査実施状況（法 7 条、11 条） ・処理水放流先 ・処理水の再利用、汚泥の再利用状況 ・機能診断・最適整備構想の有無 ・機能強化事業実施状況 ・統廃合の状況（農集、下水と年度） ・資源循環施設	①	③	③	③	③	
(2) 個人情報 ・受益者所在、氏名、使用量、料金納付状況	①	×	×	×	×	×
2. 施設区ごと						
(1) 処理施設調査 ・設置場所、敷地面積 ・種類（処理方式、大臣認定） ・処理対象人員 ・501 人以上の場合の浄化槽技術管理者名 ・処理能力（日平均汚水量、計画処理水質）	①	③	③	③	③	③

・放流先名称 ・各単位装置名称、構造、規模 ・各単位装置設置機器名称、メーカー、台数、能力（出力など）、設置年度						
・運転状況（フローシート）	①		③		③	③
・保守点検記録	②		①			③
・清掃履歴	②		①			③
・整備更新履歴	②		①		①	③
(2) 管路施設調書 ア) 管路情報 ・管路番号 ・排除方式（自然流下、圧送、真空） ・管種、管径 ・区間延長、上流土被り、下流土被り、勾配 ・施工年度、施工業者 イ) 付帯施設情報（中継ポンプ構造及び能力） ・中継ポンプ番号・名称 ・マンホール構造、規模 ・中継ポンプメーカー、台数、能力（口径、揚程、出力、吐出量）、設置年度	①		③		③	③
・運転状況（フローシート）	①		③			③
・保守点検記録	②		①			③
・清掃履歴	②		①			③
・整備更新履歴	②		①		①	③
設置・変更（法第 5 条）、廃止（法第 11 条の 3）届	①	②				
浄化槽技術管理者の報告（法第 10 条の 2 第 2 項）	①	②				
水質検査（法第 7 条、11 条）	③	②		①		

※1:「×」は、権限なし。空欄は任意。

※2: 外部専門機関とは、土地改良事業団体連合会、地域環境資源センター。

なお、「令和 3 年度予算の編成等に関する建議」（令和 2 年 11 月 25 日 財政制度等審議会）では、下水道の維持管理に関し、下水道台帳や維持管理データ（点検、改築、修繕情報等）のデジタル化の遅れが、民間企業が包括的に維持管理業務を行う際に必要な施設の維持管理情報が得られていないと指摘し、また、同じ汚水処理施設である、集排や漁集と連携して、維持管理情報のデジタル化・統合化（維持管理情報（データ）の標準化）を進めるよう建議している。

このことから、今後、下水道で進めている維持管理情報データの標準化との連携についても検討していく必要がある。

【農業集落排水地区別調書（実施状況調書）】（農村振興局地域整備課）

（入力項目と記入要領 ①）

項目名		留意点																																																									
農政局	A	・該当する局名を入力して下さい。（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄）																																																									
都道府県		・該当する都道府県名を入力して下さい。（東京都、北海道、〇〇府、〇〇県としてください。）																																																									
市町村名	G	・市町村名を入力して下さい。 ・複数の市町村にまたがっての事業では、処理施設が建設される市町村名のみ入力し、備考欄に「一部△△町」と入力して下さい。 ・当該年度に市町村合併又は市町村名変更をおこなった場合は、新市町村名を入力し、旧市町村名を備考欄に入力して下さい。（入力例：旧〇〇村（H〇年〇月〇日合併））																																																									
地区名	H	・地区名を入力して下さい。																																																									
処理区名	I	・処理区名を入力して下さい。 ・機能強化対策事業において、複数処理区に対して実施されている場合は、対象となるすべての処理区名を入力して下さい。																																																									
事業名（採択時） 事業コード	K	・事業コードは以下のとおり。「1」～「18」の数字を入力して下さい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th><th>略称</th><th>事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>集排</td><td>農業集落排水事業（一般）</td></tr> <tr><td>2</td><td>機能</td><td>農業集落排水事業（機能強化）</td></tr> <tr><td>3</td><td>資単</td><td>農業集落排水事業（資源循環単独）</td></tr> <tr><td>4</td><td>緊急</td><td>農業集落排水緊急整備事業</td></tr> <tr><td>5</td><td>モデル</td><td>農村総合整備モデル事業</td></tr> <tr><td>6</td><td>農村総合</td><td>農業基盤総合整備事業（ミニ総バ）</td></tr> <tr><td>7</td><td>農村住環</td><td>農村活性化住環境整備事業</td></tr> <tr><td>8</td><td>農村集落</td><td>農村集落環境整備事業</td></tr> <tr><td>9</td><td>パイロット</td><td>農業基盤総合整備事業（パイロット）</td></tr> <tr><td>10</td><td>むら総</td><td>農村振興総合整備事業（むらづくり総合整備）</td></tr> <tr><td>11</td><td>むら交</td><td>村づくり交付金</td></tr> <tr><td>12</td><td>美むら</td><td>美しい村づくり総合整備事業</td></tr> <tr><td>13</td><td>污水交（新規）</td><td>污水処理施設整備交付金・地方創生污水処理施設整備推進交付金</td></tr> <tr><td>14</td><td>污水交（改築）</td><td>污水処理施設整備交付金・地方創生污水処理施設整備推進交付金</td></tr> <tr><td>15</td><td>農村（強）</td><td>農村整備事業（強靱化）</td></tr> <tr><td>16</td><td>農村（高）新規</td><td>農村整備事業（高度化）</td></tr> <tr><td>17</td><td>農村（高）改築</td><td>農村整備事業（高度化）</td></tr> <tr><td>18</td><td>地方単独</td><td>地方単独事業</td></tr> </tbody> </table> ※「1」は農業集落排水統合補助事業、農業集落排水資源循環統合補助事業を区別しない。緊急整備は除きます。 ※「3」は污水処理施設の整備を行わない資源循環施設のための整備。 ※「1～4」の事業を、以下「農集事業等」という。 ※「18」は小規模集合等他の補助又は起債を受けているものを除きます。 ※農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金、沖縄振興公共投資交付金、復興交付金の新規採択地区については、その事業内容により、上記「1～3」を選択して下さい。 ※移行地区の取扱いは、採択時点の事業で分類することとし、備考欄に移行年度及び移行後の事業名の略称を記載して下さい。（例：H17年度「集排」で採択後、H18年度に村交、H22年度に農山漁村地域整備交付金、H23年度に地域自主戦略交付金に移行して実施している地区は、備考欄に「H18年度村交、H22年度集排へ」と記載）	コード	略称	事業名	1	集排	農業集落排水事業（一般）	2	機能	農業集落排水事業（機能強化）	3	資単	農業集落排水事業（資源循環単独）	4	緊急	農業集落排水緊急整備事業	5	モデル	農村総合整備モデル事業	6	農村総合	農業基盤総合整備事業（ミニ総バ）	7	農村住環	農村活性化住環境整備事業	8	農村集落	農村集落環境整備事業	9	パイロット	農業基盤総合整備事業（パイロット）	10	むら総	農村振興総合整備事業（むらづくり総合整備）	11	むら交	村づくり交付金	12	美むら	美しい村づくり総合整備事業	13	污水交（新規）	污水処理施設整備交付金・地方創生污水処理施設整備推進交付金	14	污水交（改築）	污水処理施設整備交付金・地方創生污水処理施設整備推進交付金	15	農村（強）	農村整備事業（強靱化）	16	農村（高）新規	農村整備事業（高度化）	17	農村（高）改築	農村整備事業（高度化）	18	地方単独	地方単独事業
コード	略称	事業名																																																									
1	集排	農業集落排水事業（一般）																																																									
2	機能	農業集落排水事業（機能強化）																																																									
3	資単	農業集落排水事業（資源循環単独）																																																									
4	緊急	農業集落排水緊急整備事業																																																									
5	モデル	農村総合整備モデル事業																																																									
6	農村総合	農業基盤総合整備事業（ミニ総バ）																																																									
7	農村住環	農村活性化住環境整備事業																																																									
8	農村集落	農村集落環境整備事業																																																									
9	パイロット	農業基盤総合整備事業（パイロット）																																																									
10	むら総	農村振興総合整備事業（むらづくり総合整備）																																																									
11	むら交	村づくり交付金																																																									
12	美むら	美しい村づくり総合整備事業																																																									
13	污水交（新規）	污水処理施設整備交付金・地方創生污水処理施設整備推進交付金																																																									
14	污水交（改築）	污水処理施設整備交付金・地方創生污水処理施設整備推進交付金																																																									
15	農村（強）	農村整備事業（強靱化）																																																									
16	農村（高）新規	農村整備事業（高度化）																																																									
17	農村（高）改築	農村整備事業（高度化）																																																									
18	地方単独	地方単独事業																																																									
県営事業	M	・県営事業等で実施したものについては該当する番号を入力して下さい。 1：農集事業等で県営事業により実施したもの 2：その他対象事業で1工種である農業集落排水施設を県営事業で実施したもの																																																									
採択年度		・農集事業等については採択年度を入力して下さい。 ・その他の対象事業については、対象事業の採択された年度を入力して下さい。																																																									
着工年度		・農集事業等については採択年度を入力して下さい。 ・その他の対象事業については1工種である農業集落排水施設（処理あり）の地区（処理区）の着工年度を入力して下さい。																																																									
完了年度		・農集事業等については事業の予算上の完了年度を入力して下さい。 ・その他の対象事業については1工種である農業集落排水施設（処理あり）の地区（処理区）の予算上の完了年度を入力して下さい。																																																									
工期	W	・入力不要（着工年度及び完了年度から自動計算）																																																									
供用開始時期		・一部供用開始を含め、供用を開始した年月を入力して下さい。 ・機能強化、資源循環単独については、当該事業の供用開始時期を入力して下さい。 ・調査対象年度の次年度中の供用開始予定がある場合は予定年月を入力して下さい。																																																									

(入力項目と記入要領 ②)

項目名		留意点
事業費(残事業費改訂後)		・単位は千円。 ・単年度事業で残事業費改訂を行っていない場合についても入力して下さい
処理施設(千円)	AD	・処理施設事業費(非補助分を含む)を、完了地区では完了時の事業費、継続地区については調査対象年度の残事業改定後の事業費(農集事業等以外の調査対象事業については、農業集落排水施設の工種のみ)を入力して下さい。
管路施設(千円)	AE	・管路施設事業費(非補助分を含む)を処理施設事業費と同様に入力して下さい。
雨水排水施設(千円)	AF	・雨水排水施設事業費(非補助分を含む)を処理施設事業費と同様に入力して下さい。
ポンプ施設(千円)	AG	・ポンプ施設事業費(非補助分を含む)を処理施設事業費と同様に入力して下さい。
資源循環施設(千円)	AH	・集排事業により整備された汚泥の有効利用を行うための汚泥循環利用施設及び処理水再利用施設の事業費(非補助分を含む)を処理施設事業費と同様に入力して下さい。ただし、施設の整備を他事業とのアロケにより行った場合、集排事業分のみ入力して下さい。 ※汚泥処理施設事業費には、し尿処理施設等へ搬入するための脱水機等の費用は含めずに処理施設事業費(AD)に含むものとして下さい。
資源循環施設名	AI	・整備する資源循環施設の種別について、該当する番号を入力して下さい。 1: 汚泥循環利用施設 2: 処理水再利用施設 3: 1, 2両方の施設
附帯施設(千円)	AJ	・処理施設に附帯する農業集落道、営農飲雑用水施設、周辺環境配慮施設の他、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設に係る事業費(非補助分を含む)を処理施設事業費と同様に入力して下さい。
附帯施設名	AK	・処理施設に附帯する農業集落道、営農飲雑用水施設、周辺環境配慮施設の他、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設名を入力して下さい。
その他(千円)	AL	・測試等に係った事業費を入力して下さい。
非補助分(千円)	AM	・総事業費(残事業費改訂後)のうち非補助分を、完了地区では完了時の事業費、継続地区については調査対象年度の残事業改定後の事業費(農集事業等以外の調査対象事業については、農業集落排水施設の工種のみ)を入力して下さい。(補助対象分と区分できない場合は入力不要)
管路延長		・単位は「m」。
補助分(m)	AN	・事業計画(計変を行ってれば計変後)の管路延長における補助対象分を入力して下さい。 ・機能強化対策の場合は、機能強化による管路延長の増減数を入力して下さい。変化しない場合は入力不要。
非補助分(m)	AO	・事業計画(計変を行ってれば計変後)の管路延長における補助対象分を入力して下さい。 ・機能強化対策の場合は、機能強化による管路延長の増減数を入力して下さい。変化しない場合は入力不要。
集落数		・事業計画(計変を行ってれば計変後)の集落数を入力して下さい。 ・機能強化対策の場合は、機能強化による集落数の増減数を入力し、変化しない場合は入力不要。
地域区分コード		・下記の地域に該当する場合は、各番号欄に「○」を入力して下さい。 (①～⑤については、事業実施地域が中山間地域内にある場合) (⑧～⑨については、予算上の地帯区分)
①過疎	AQ	・過疎地域活性化特別措置法
②山村	AR	・山村振興法
③離島	AS	・離島振興法
④半島	AT	・半島振興法
⑤特山	AU	・特定山村法
⑧予離	AV	・離島
⑨予奄	AW	・奄美

(入力項目と記入要領 ③)

項目名		留意点
整備計画		・事業計画上(計変を行ってれば計変後)の諸元について以下の項目について入力して下さい。
定住人口	AX	・処理区内の居住人口。 ・上記計画人口のうち、定住人口を入力して下さい。単位は人。 ※機能強化事業は、機能強化による人口の増減値を入力(変更なしは未入力)
流入人口	AY	・処理区内にある学校、集会施設、診療所、農産加工所等への区域外から流入する人口。 ・上記計画人口のうち、流入人口を入力して下さい。単位は人。 ※機能強化事業は、機能強化による人口の増減値を入力(変更なしは未入力) ※流入人口は実績もしくは聞き取りによる方法(別紙参照)により算出
戸数	BA	・上記計画戸数を入力して下さい。 ※機能強化事業は、機能強化による戸数の増減値を入力(変更なしは未入力)
1日1人最大汚水量 (L/人・日)	BB	・原則、資源循環単独地区以外を対象として、入力して下さい。単位はL/人・日 ※1人1日最大汚水量は、300L/人・日(し尿50L/人・日、生活雑排水250L/人・日)を標準として用います。
計画1日平均汚水量 (m3/日)	BC	・原則、資源循環単独地区以外を対象として、処理施設の計画1日平均汚水量を入力して下さい。単位はm3/日 ※改築の場合は、新築時と変更があった場合のみ記載して下さい。
計画時間最大汚水量 (m3/hr)	BD	・原則、資源循環単独地区以外を対象として、処理施設の計画時間最大汚水量を入力して下さい。単位はm3/hr ※改築の場合は新築時と変更があった場合のみ記載して下さい。
計画時現況人口		・事業計画上(計変を行ってれば計変後)の現況人口を以下のとおり入力して下さい。 ※機能強化対策の場合は、機能強化による人口の増減値を入力して下さい。(変化なしは未入力)
定住人口	BE	・上記計画時現況人口のうち、定住人口を入力して下さい。
流入人口	BF	・上記計画時現況人口のうち、流入人口を入力して下さい。
供用状況(R05.3.31現在)		・供用を開始している施設について、令和5年3月31日時点の状況を入力して下さい。 ・現存する地区(後記EF列を「○」とした地区)を対象とし、現存しない地区は入力不要。
処理区域内		・上記供用状況のうち、処理区域内に係る人口を以下のとおり入力して下さい。 ※下水道等の処理施設に接続し処理している施設の人口は、農林水産省関係でカウントする場合のみ入力して下さい。
定住人口	BH	・上記処理区域内人口のうち、定住人口を入力して下さい。
流入人口	BI	・上記処理区域内人口のうち、流入人口を入力して下さい。(算出方法は、実績または別紙参照)
水洗便所設置済		・上記処理区域内人口のうち、水洗便所設置済みであり、それを使用している人口or戸数を以下のとおり入力して下さい。
定住人口	BJ	・上記水洗便所設置済の定住人口を入力して下さい。
流入人口	BK	・上記水洗便所設置済の流入人口を入力して下さい。(算出方法は別紙参照)
戸数	BL	・上記水洗便所設置済の戸数を入力して下さい。
1日平均汚水量(実績) (m3/日)	BM	・調査対象年度における1年間の1日平均汚水量(実績値)を入力して下さい。単位はm3/日 ※異常値の棄却等は不要。単純集計の結果による平均値を記載。
1日最大汚水量(実績) (m3/日)	BN	・調査対象年度における1年間の1日最大汚水量(実績値)を入力して下さい。単位はm3/日 ※異常値の棄却等は不要。単純集計の結果、最大となった値を記載。
時間最大汚水量(実績) (m3/hr)	BO	・調査対象年度における1年間の時間最大汚水量(実績値)を入力して下さい。単位はm3/hr ・計測を行っていない地区は「-」と記入して下さい。 ※異常値の棄却等は不要。単純集計の結果、最大となった値を記載して下さい。

(入力項目と記入要領 ④)

項目名		留意点																																																																					
処理方式		・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とし、整備当初の污水处理施設の処理方式を以下のとおり入力して下さい。 ※ただし、既に他の農業集落排水地区及び下水道へ接続が完了している地区はその内容を入力してください。																																																																					
処理方式の分類	BP	・以下の一覧表より該当する番号を選択し、入力して下さい。 ※A～Jの方式によらない場合は、告示構造「K」を選択し、後記BS列にて処理方式の詳細を入力して下さい。 ※既に他の農業集落排水地区及び下水道へ接続が完了している地区については、「L、M」を選択してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理方式</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生物膜法</td> <td>分離接触ばっ気方式</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>嫌気性ろ床接触ばっ気方式</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>回転板接触方式</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>散水ろ床ばっ気方式</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">浮遊生物法</td> <td>標準活性汚泥方式</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>硝化液循環活性汚泥方式</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>膜分離活性汚泥方式</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>回分式活性汚泥方式</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>長時間ばっ気方式</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>オキシデーションディッチ方式</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td colspan="2">告示構造</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td colspan="2">他の農業集落排水地区へ接続</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下水道へ接続</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未定</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	処理方式		番号	生物膜法	分離接触ばっ気方式	A	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	B	回転板接触方式	C	散水ろ床ばっ気方式	D	浮遊生物法	標準活性汚泥方式	E	硝化液循環活性汚泥方式	F	膜分離活性汚泥方式	G	回分式活性汚泥方式	H	長時間ばっ気方式	I	オキシデーションディッチ方式	J	告示構造		K	他の農業集落排水地区へ接続		L	下水道へ接続		M	未定		N																																
処理方式		番号																																																																					
生物膜法	分離接触ばっ気方式	A																																																																					
	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	B																																																																					
	回転板接触方式	C																																																																					
	散水ろ床ばっ気方式	D																																																																					
浮遊生物法	標準活性汚泥方式	E																																																																					
	硝化液循環活性汚泥方式	F																																																																					
	膜分離活性汚泥方式	G																																																																					
	回分式活性汚泥方式	H																																																																					
	長時間ばっ気方式	I																																																																					
	オキシデーションディッチ方式	J																																																																					
告示構造		K																																																																					
他の農業集落排水地区へ接続		L																																																																					
下水道へ接続		M																																																																					
未定		N																																																																					
JARUS型の分類	BR	・(社)地域環境資源センターによる処理方式(JARUS-○型)を採用している地区について、以下の一覧表より該当する番号を選択し、入力して下さい。(採用していない地区は未入力) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">処理方式(JARUS型)</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">生物膜法</td> <td rowspan="5">接触ばっ気法</td> <td rowspan="2">沈殿分離前置式</td> <td>JARUS- I₉₆ 型</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>JARUS- S₉₆ 型</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沈殿分離前置式</td> <td>JARUS- II₉₆ 型</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>JARUS- III₉₆ 型</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td>JARUS- IV₉₆ 型</td> <td>e</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">活性汚泥併用生物膜法</td> <td>JARUS- III_G 型</td> <td>f</td> </tr> <tr> <td>JARUS- III_R 型</td> <td>g</td> </tr> <tr> <td>JARUS- IV_S 型</td> <td>h</td> </tr> <tr> <td>JARUS- IV_H 型</td> <td>i</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X I₉₆ 型</td> <td>j</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">浮遊生物法</td> <td rowspan="5">回分式活性汚泥法</td> <td>JARUS- X II₉₆ 型</td> <td>k</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X II₆₉₆ 型</td> <td>l</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X II_H 型</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X III₉₆ 型</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X IV₉₆ 型</td> <td>o</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">間欠ばっ気法</td> <td>JARUS- X IV_H 型</td> <td>p</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X IV_P 型</td> <td>q</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X IV_{P1} 型</td> <td>r</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X IV_G 型</td> <td>s</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X IV_{6P} 型</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X IV_R 型</td> <td>aa</td> </tr> <tr> <td>JARUS- X V₉₆ 型</td> <td>u</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">膜分離活性汚泥法</td> <td>JARUS型膜分離活性汚泥方式</td> <td>v</td> </tr> <tr> <td>JARUS型高度リン除去膜分離活性汚泥方式</td> <td>w</td> </tr> <tr> <td>JARUS- F_M 型</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">オキシデーションディッチ法</td> <td>JARUS- OD₉₆ 型</td> <td>y</td> </tr> <tr> <td>JARUS- OD_H 型</td> <td>z</td> </tr> </tbody> </table>	処理方式(JARUS型)				番号	生物膜法	接触ばっ気法	沈殿分離前置式	JARUS- I ₉₆ 型	a	JARUS- S ₉₆ 型	b	沈殿分離前置式	JARUS- II ₉₆ 型	c	JARUS- III ₉₆ 型	d	JARUS- IV ₉₆ 型	e	活性汚泥併用生物膜法	JARUS- III _G 型	f	JARUS- III _R 型	g	JARUS- IV _S 型	h	JARUS- IV _H 型	i	JARUS- X I ₉₆ 型	j	浮遊生物法	回分式活性汚泥法	JARUS- X II ₉₆ 型	k	JARUS- X II ₆₉₆ 型	l	JARUS- X II _H 型	m	JARUS- X III ₉₆ 型	n	JARUS- X IV ₉₆ 型	o	間欠ばっ気法	JARUS- X IV _H 型	p	JARUS- X IV _P 型	q	JARUS- X IV _{P1} 型	r	JARUS- X IV _G 型	s	JARUS- X IV _{6P} 型	t	JARUS- X IV _R 型	aa	JARUS- X V ₉₆ 型	u	膜分離活性汚泥法	JARUS型膜分離活性汚泥方式	v	JARUS型高度リン除去膜分離活性汚泥方式	w	JARUS- F _M 型	x	オキシデーションディッチ法	JARUS- OD ₉₆ 型	y	JARUS- OD _H 型	z
処理方式(JARUS型)				番号																																																																			
生物膜法	接触ばっ気法	沈殿分離前置式	JARUS- I ₉₆ 型	a																																																																			
			JARUS- S ₉₆ 型	b																																																																			
		沈殿分離前置式	JARUS- II ₉₆ 型	c																																																																			
			JARUS- III ₉₆ 型	d																																																																			
			JARUS- IV ₉₆ 型	e																																																																			
	活性汚泥併用生物膜法	JARUS- III _G 型	f																																																																				
		JARUS- III _R 型	g																																																																				
		JARUS- IV _S 型	h																																																																				
		JARUS- IV _H 型	i																																																																				
		JARUS- X I ₉₆ 型	j																																																																				
浮遊生物法	回分式活性汚泥法	JARUS- X II ₉₆ 型	k																																																																				
		JARUS- X II ₆₉₆ 型	l																																																																				
		JARUS- X II _H 型	m																																																																				
		JARUS- X III ₉₆ 型	n																																																																				
		JARUS- X IV ₉₆ 型	o																																																																				
	間欠ばっ気法	JARUS- X IV _H 型	p																																																																				
		JARUS- X IV _P 型	q																																																																				
		JARUS- X IV _{P1} 型	r																																																																				
		JARUS- X IV _G 型	s																																																																				
		JARUS- X IV _{6P} 型	t																																																																				
		JARUS- X IV _R 型	aa																																																																				
		JARUS- X V ₉₆ 型	u																																																																				
		膜分離活性汚泥法	JARUS型膜分離活性汚泥方式	v																																																																			
			JARUS型高度リン除去膜分離活性汚泥方式	w																																																																			
			JARUS- F _M 型	x																																																																			
	オキシデーションディッチ法	JARUS- OD ₉₆ 型	y																																																																				
		JARUS- OD _H 型	z																																																																				
	処理方式の詳細	BT	・「BP」欄を「L」(他地区接続)、「M」(下水道接続)とした場合は、接続完了年度の数字を記入して下さい。(例:平成12年度に接続完了→「H12」と記入) 該当しない場合は記入不要。																																																																				
		BU	・「BP」欄を「L」(他地区接続)、「M」(下水道接続)とした場合は接続先の地区名、施設名を詳細に記載して下さい。(例:○○公共下水道、○○流域下水道、○○地区) ・「BP」欄を「K」(告示構造)とした場合は、詳細の処理方式を記入して下さい。 ・「BP」欄を「N」(未定)とした場合は、理由を記入して下さい。																																																																				

(入力項目と記入要領 ⑤)

項目名		列名	留意点
水質			・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とし、現存しない地区は入力不要。
基準値			・放流水質の基準値を以下の項目毎に入力して下さい。 ※SS,BODについては、原則、放流目標水質である50mg/l、20mg/lとなるが、水質汚濁防止法に基づく都道府県条例による上乗せ条例、その他任意条例等により放流目標水質より厳しい基準値が設けられている場合は、その値を入力して下さい。COD、T-N、T-Pについても同様に入力して下さい。
	SS	BV	・Suspended Solidの略、懸濁物質または浮遊物質。(単位はmg/L)
	BOD	BW	・Biochemical Oxygen Demandの略、生物化学的酸素要求量。(単位はmg/L)
	COD	BX	・Chemical Oxygen Demandの略、化学的酸素要求量。(単位はmg/L)
	T-N	BY	・Total Nitrogenの略、全窒素、無機態窒素と有機態窒素の合計量。(単位はmg/L)
	T-P	BZ	・Total Phosphorusの略、全リン、有機態リンと無機リンの合計量。(単位はmg/L)
測定値			・調査対象年度に測定した放流水質の測定値を以下の項目毎に入力して下さい。 ※測定していない項目は入力不要。
	SS	CA	・Suspended Solidの略、懸濁物質または浮遊物質。(単位はmg/L)
	BOD	CB	・Biochemical Oxygen Demandの略、生物化学的酸素要求量。(単位はmg/L)
	COD	CC	・Chemical Oxygen Demandの略、化学的酸素要求量。(単位はmg/L)
	T-N	CD	・Total Nitrogenの略、全窒素、無機態窒素と有機態窒素の合計量。(単位はmg/L)
	T-P	CE	・Total Phosphorusの略、全リン、有機態リンと無機リンの合計量。(単位はmg/L)
総量規制地域		CF	・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とし、現存しない地区は入力不要。 ・総量規制の対象となるエリアに放流する地区について以下によりエリアを記入して下さい。 「東京湾」or「伊勢湾」or「瀬戸内海」
指定湖沼地域		CG	・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とし、現存しない地区は入力不要。 ・指定湖沼等(有明海、八代海含む)の対象となるエリア(11湖沼2海)に放流する地区については、以下によりエリアを入力して下さい。 【湖沼水質保全特別措置法の指定区域】 「八郎湖」or「釜房ダム」or「霞ヶ浦」or「印旛沼」or「手賀沼」or「野尻湖」or「諏訪湖」or「琵琶湖」or「中海」or「宍道湖」or「児島湖」 【有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の規定地域】 「有明・八代海」
高度処理			・原則、現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象として下さい。 ※SS、BOD、COD、 ・SS及びBODの処理性能がそれぞれ50mg/ℓ、20mg/ℓを超える処理施設、あるいはCOD、T-N、T-Pの処理に対応している施設を「高度処理」として以下の項目について入力して下さい。
	対応済み	CH	・高度処理施設を整備済み及び現在実施中の地区には「○」を入力して下さい。
	実施予定	CI	・現在高度処理対応していない地区のうち、総量規制及び指定湖沼の指定地域に含まれていない地区で、且つ条例等によって今後高度処理対応の予定がある地区には「○」を入力して下さい。
処理水の再利用			・処理場を有する地区(EG列を「○」とした地区)を対象とし、有しない地区は入力不要。
	有無	CJ	・処理水が放流後に直接再利用される、あるいは間接的に取水(下流等での取水を含む)された後、利用される場合には「○」を入力して下さい。 ・利用していない場合、「無」「ー」等を記入してください。
	放流後の詳細	CK	・処理水が再利用される地区に限り、以下の番号を選択し、入力して下さい。 1. 農業用用水路に放流して直接再利用している 2. 1以外で直接再利用している(取水スタンド設置など) 3. 河川等に放流後、下流にて取水して再利用している 4. 3以外で間接的に再利用している(ため池に送水など) 5. その他(「CM」欄にて補足入力して下さい)
	施設整備の区分	CL	・処理水が再利用される地区に限り、施設整備状況について以下の番号を選択し、入力して下さい。 1: 取水スタンド(その他類似施設)を整備 2: ため池への送水施設(その他類似施設)を整備 3: 中水道利用のための施設(その他類似施設)を整備 (水洗トイレの洗浄水として利用) 4: 再利用を目的とした施設を整備していない(河川に放流等) 5: その他(「CM」欄にて補足入力して下さい)
	補足	CM	・「CK」、「CL」欄を「5」その他を選択した場合、詳細について直接補足入力して下さい。

(入力項目と記入要領 ⑥)

項目名		列名	留意点
検査実施状況			・浄化槽法の規定による法定検査の実施状況について、以下の項目について入力して下さい。
第7条検査		CN	・浄化槽法第7条で定めるところにより、供用開始後3～8ヶ月以内に行うべき水質検査の受検状況について入力して下さい。 ・ただし、資源循環単独地区、施設の構造、規模の変更を伴わない機能強化地区については対象外として入力不要。 ○: 受検した地区 △: 受検したかわからない地区 ×: 受検していない地区
	第11条検査	CO	・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とし、現存しない地区は入力不要。 ・浄化槽法第11条で定めるところにより、毎年1回行うべき水質検査の調査対象年度における受検状況について入力して下さい。 ○: 受検した地区 ×: 受検していない地区(調査とりまとめ後に、個別に詳細を聞き取る場合があります。)
発生汚泥			・調査対象年度における発生汚泥について以下の項目について入力して下さい。 ・原則、現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とするが、 <u>複数地区の発生汚泥量をまとめて管理している地区</u> については「○○地区で計上」等により入力して下さい。 ・発生汚泥量について、減容段階別に管理している場合は、含水率が高い段階での値を入力して下さい。
含水率		CP	・発生汚泥量の含水率を入力して下さい。
発生汚泥量(/年)		CQ	・発生汚泥量を入力して下さい。 ・引き抜きを行わなかった場合は「0」を入力して下さい。(調査とりまとめ後に、個別に詳細を聞き取る場合があります。) ・調査対象外の地区は入力不要。
単位		CR	・単位を「m3」もしくは「t」にて入力して下さい。
発生汚泥量(98%換算)		CS	・入力不要(自動計算)
処理の区分			・処理の分類について以下の項目について入力して下さい。
区分(1位)		CT	・汚泥処理の区分について、別添「農業集落排水汚泥の処分方法分類図」を参照し、該当する記号(A-1～Z)をプルダウンから選択して下さい。(割合が最も高い区分を入力)
	最終調製方法(1位)	CU	・上記区分でA-1,B-2,E-2,E-5,F-1,G-2,H-1,G-5,B,F,Hを選択した場合に限り、最終調製方法をプルダウンから選択して下さい。
割合(1位)(%)		CV	・上記区分による処分の割合を入力して下さい。 ・処理の区分が一通り場合は、100(%)と入力して下さい。
区分(2位)		CW	・汚泥処理の区分が一通りでない場合に限り、CT列に同じく、記号をプルダウンから選択して下さい。(割合が2番目に高い区分を入力)
最終調製方法(2位)		CX	・汚泥処理の区分が一通りでない場合かつ、上記区分でA-1,B-2,E-2,E-5,F-1,G-2,H-1,G-5,B,F,Hを選択した場合に限り、最終調製方法をプルダウンから選択して下さい。
割合(2位)(%)		CY	・同じく、一通りでない場合に限り、上記区分による処分の割合を入力して下さい。
区分(3位)		CZ	・汚泥処理の区分が一通りでない場合に限り、CT列に同じく、記号をプルダウンから選択して下さい。(割合が3番目に高い区分を入力)
最終調製方法(3位)		DA	・汚泥処理の区分が一通りでない場合かつ、上記区分でA-1,B-2,E-2,E-5,F-1,G-2,H-1,G-5,B,F,Hを選択した場合に限り、最終調製方法をプルダウンから選択して下さい。
割合(3位)(%)		DB	・同じく、一通りでない場合に限り、上記区分による処分の割合を入力して下さい。
汚泥のエネルギー利用について		DC	汚泥をエネルギー利用している場合、以下の番号を記入して下さい。 0. エネルギー利用なし 1. メタン発酵 2. 固形燃料化 3. 不明 4. その他(DD欄に詳細を記入してください)
		DD	DC列で1～4を選択した場合、詳細を記入する。 (エネルギー化施設名、具体的な方法、エネルギーの利用方法 など)
雨水の再利用			・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とし、現存しない地区は入力不要。
施設の種類の		DE	・集落排水事業の中で雨水排水施設や雨水の循環利用を目的とした地区を整備した地区を対象として、以下の番号を記入して下さい。 1: 雨水の循環利用を目的とした施設(中水道、貯水池と排水スタンド等)を整備した地区 2: 雨水排水施設を整備した地区 3: 雨水の循環利用を目的とした施設及び雨水排水施設の両方を整備した地区
施設の詳細、排水先の詳細		DF	・DE列を記入した地区を対象とします。 ・雨水の循環利用を目的とした施設の場合、整備した施設の詳細、雨水排水施設の場合は排水先(河川等)を記載

(入力項目と記入要領 ⑦)

項目名		列名	留意点
下水道接続			・集落排水施設の下水道接続に関する以下の項目について入力して下さい。
	検討状況	DG	・接続状況について、以下の番号を入力して下さい。 1: 既に下水道への接続を実施した場合 2: 現在、下水道への接続を実施中の場合 3: 下水道への接続を検討中の場合 ※「1」とした場合は、BN列「処理方式の分類」が「M」となっていることを確認して下さい。
処理施設			
	取扱	DH	・DG列を入力した地区を対象に、処理施設の取扱状況について、以下の番号を入力して下さい。 1: 処理施設として利用(中継ポンプ等) 2: 他目的利用(災害用倉庫等) 3: 未定
	財産処分状況(処理施設)	DI	・DG列を入力した地区を対象に、処理施設の財産処分の状況について、以下の番号を入力して下さい。 1: 補助金返還を伴う財産処分が済んでいる場合 2: 補助金返還を伴わない財産処分が済んでいる場合 3: 財産処分について協議中の場合 4: 財産処分について今後予定している場合 5: 財産処分をしない場合 ※「2」は、耐用年数を超えている、長期利用財産でかつ地域活性化を図る、市町村合併による、地域再生法に規定するなどによるもの。
管路施設			
	取扱	DJ	・DG列を入力した地区を対象に、処理施設の取扱状況について、以下の番号を入力して下さい。 1: 下水道区域として認定を受けて、下水道に編入(予定も含む) 2: 下水道区域外流入として下水道に接続(予定も含む) 3: 未定
	財産処分状況(管路)	DK	・「DI」欄を参照して入力して下さい。
他地区接続			・複数の集落排水施設の統合・接続に関する以下の項目について入力して下さい。
	検討状況	DL	・接続状況について、以下の番号を入力して下さい。 1: 既に他地区への接続を実施した場合 2: 現在、他地区への接続を実施中の場合 3: 他地区への接続を検討中の場合 ※「1」とした場合は、BN列「処理方式の分類」が「L」となっていることを確認して下さい。
	財産処分状況(処理施設)	DM	・DL列を入力した地区を対象に、他地区接続による処理施設の目的外使用、譲渡等が発生する財産の処分について、以下の番号を入力して下さい。 1: 補助金返還を伴う財産処分が済んでいる場合 2: 補助金返還を伴わない財産処分が済んでいる場合 3: 財産処分について協議中の場合 4: 財産処分について今後予定している場合 5: 財産処分を行わない場合 ※「2」は、耐用年数を超えている、長期利用財産でかつ地域活性化を図る、市町村合併による、地域再生法に規定するなどによるもの。

(入力項目と記入要領 ⑧)

項目名		列名	留意点
機能強化の実施について			
実施の有無		DN	・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象として、機能強化の実施の有無を記入。 「○」機能強化を実施している場合 「×」機能強化を実施していない場合 (機能強化地区は記入しないこと)
	完了年度	DO	・DN列を「○」とした地区を対象として、機能強化実施の完了年度(複数回実施の地区は最新の実施完了年度)を記入。(機能強化地区は記入しないこと) ・数字は半角で入力して下さい。 (例: 昭和59年度→昭59 平成5年度→平05 令和元年度→令01)
処理方式(変更した場合)			・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象として、機能強化により処理方式が変更した場合に限り、以下の項目について入力して下さい。
	処理方式の分類	DP	・BN列を参照し、入力して下さい。
	略称	DQ	・入力不要(自動計算)
	JARUS型の分類	DR	・BP列を参照し、入力して下さい。
	略称	DS	・入力不要(自動計算)
機能強化内容			・機能強化地区について、当該事業で実施した内容について、以下の項目のうち、該当する項目に「○」を入力して下さい。(複数可)
	処理場の増改築	DT	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	処理方式の変更	DU	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	処理場の防食対策	DV	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	処理場の耐震化	DW	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	計測機器類の取替	DX	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	システムの集中管理化	DY	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	非常用設備の整備	DZ	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	資源循環施設関連	EA	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	管路延長の増減	EB	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	既設管路の改修	EC	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	既設管路の耐震化	ED	・該当する場合「○」を入力して下さい。
	その他	EE	・上位列の内容にない場合、不明の場合は、直接入力して下さい。
現存する地区		EF	・調査対象年度の3月31日現在で農業集落排水地区として現存する地区に「○」を入力して下さい。 ・下水道接続地区であっても集排地区として管理している場合は、「○」とし、備考欄にその旨入力して下さい。 ・機能強化等により複数地区を統合した場合は、主となる地区のみ「○」を入力して下さい。 ・資源循環単独地区は対象外として下さい。 ・地区が重複しないよう注意して下さい。(特に機能強化(改築)地区に「○」を記入しないように注意して下さい。) ・事業実施中地区は対象外として下さい。(一部供用開始している地区は「○」として下さい。) ・統廃合を実施中の地区については、現存する地区として整理して下さい。 ・この欄の「○」の合計が、現在存在する農業集落排水施設の地区数となります。 ・局、県、市町村単位で地区数に間違いのないようチェックして下さい。
処理場を有する地区		EG	・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とする。 ・調査対象年度の3月31日現在で処理施設を有する地区に「○」を入力して下さい。 ・資源循環単独地区は対象外として下さい。 ・事業実施中地区は対象外とする。(一部供用開始している地区は「○」として下さい。) ・この欄の「○」の合計が、現在存在する農業集落排水施設を有する地区数となります。 ・局、県、市町村単位で地区数に間違いのないようチェックして下さい。

(入力項目と記入要領 ⑨)

項目名		列名	留意点
ソフト対策について			・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象に、各種ソフト対策の実施状況について入力して下さい。
	機能診断	EH	・ストックマネジメントの取組として、既設施設の機能診断実施状況について以下から選択して入力して下さい。 ○：機能診断を実施、実施中の地区で国庫補助を受けている。 △：機能診断を実施、実施中の地区で国庫補助を受けていない。 □：機能診断を実施していない地区で、近年実施予定の地区 ×：機能診断を実施していない地区で、今のところ実施の予定はない地区 ◎：機能診断を実施しており、機能保全対策を実施した地区
最適整備構想			
	策定状況	EI	・ストックマネジメントの取組として、既設施設の最適整備構想の策定について以下から選択して入力して下さい。 なお、最適整備構想は従来版と施設監視5年計画における簡易版の両方を指し、そのいずれかを策定していれば、策定済みとして整理して下さい。 ○：最適整備構想を策定済、策定中の地区で国庫補助を受けている。 △：最適整備構想を策定済、策定中の地区で国庫補助を受けていない。 □：最適整備構想を策定していない地区で、近年策定予定の地区 ×：最適整備構想を策定していない地区で、今のところ策定の予定はない地区※1 ◎：最適整備構想を策定しており、機能保全対策を実施した地区 ※1 備考欄に理由を記載して下さい (令和○年度に集排施設廃止予定、公共下水へ接続済み、令和○年度に公共下水へ接続予定等、今後、公共下水等と接続する場合はその時点も分かるように記載すること)
	機能保全対策	EJ	・最適整備構想を策定済の地区※1を対象に、土地改良長期計画(R3～R7)の期間で国庫補助にて改築(機能強化)を実施する予定の有無を以下から選択して記入して下さい。 ○：R3～R7に国庫補助にて改築(機能強化)着手予定 ×：R3～R7に国庫補助にて改築(機能強化)を着手する予定なし ※1 最適整備構想の策定の有無(EI列)において、○及び△を選択している地区 ※2 選択肢(○、×)以外が入力されている地区については、選択肢から再選択してください。
	対策着手(予定)時期	EK	・EJ列を「○」とした地区を対象に改築(機能強化)着手(予定)年度を以下から選択して記入して下さい R3：令和3年度に着手済 R4：令和4年度に着手済 R5：令和5年度に着手済 R6：令和6年度に着手予定 R7：令和7年度に着手予定
	維持管理適正化計画	EL	・維持管理の効率化・適正化に向けた維持管理適正化計画の策定について以下から選択して入力して下さい。 ○：維持管理適正化計画を策定済みの地区 △：維持管理適正化計画を策定していない地区で、近年策定予定の地区 ×：維持管理適正化計画を策定していない地区で、今のところ策定の予定はない地区
	災害時に確認する地区	EM	・現存する地区(EF列を「○」とした地区)を対象とする。 ・調査対象年度の3月31日現在で農業集落排水地区として災害時に確認する地区に「○」を入力して下さい。 ・下水道接続地区であっても管路等を集排地区として管理している場合は、「○」とし、備考欄にその旨入力して下さい。
備考		EN	
備考		EO	
処理場の住所		EP	・処理場の住所を入力して下さい。ただし、EE列で「○」とした施設のみが対象です。
処理施設の所在地		EQ	・ED列で「○」とした地区を対象に施設が政令指定都市に位置する場合、その行政区を記入してください。 ※EM列に住所が記入されている地区はこちらで記入しますので誤りがないか確認ください。記入されていない地区(処理場を有さない地区)は所在地を確認のうえ、該当する行政区を記入してください。

② 浄化槽台帳

浄化槽台帳は、浄化槽の設置状況や維持管理に関する情報を整理・管理するための資料である。浄化槽法第 49 条において、都道府県知事が作成するものとして規定されており、浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（R2.3.5 環境省浄化槽推進室長通知）の第 5 において、記載する事項の詳細が明示されている。

浄化槽法省令において、浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、浄化槽使用休止届出書、浄化槽使用再開届出書、浄化槽使用廃止届出書の様式が定められている。

- 浄化槽法第 49 条（S58 法律第 43 号）
- 浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（R2.3.5 環境省浄化槽推進室長）
- 省令に基づく各種届出様式

なお、省令に基づく各種届出様式を P46～47 に掲載する。

また、システム等として、以下がある。

- ・ 環境省版浄化槽台帳システム（令和 3 年 4 月）
- ・ 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル（第 3 版）R3.4 以上、環境省
- ・ クラウド型浄化槽台帳システム（Z-Join） 一般社団法人全国浄化槽団体連合会

【浄化槽法 第 49 条】（S58 法律第 43 号）

（浄化槽台帳の作成）

第 49 条 都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
 - 二 第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項本文の水質に関する検査の実施状況
 - 三 その他環境省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

【R2.3.5 通知：浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について】

環境適発第 20030519 号
令和 2 年 3 月 5 日

各都道府県・各政令市浄化槽担当部(局)長 あて

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号。以下「改正法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 3 号。以下「改正規則」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省・環境省令第 1 号。以下「改正共同省令」という。）の施行については、環境省環境再生・資源循環局長より令和 2 年 3 月 5 日付け環循適発第 20030518 号をもって通知されたところであり、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保については令和元年 11 月 20 日付け環循適発第 1911192 号をもって通知したところであるが、なお下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一～第四 （略）

第五 浄化槽台帳

1 浄化槽台帳の記載事項

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や 11 条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、浄化槽台帳には以下の内容を記載すること。なお、地域の状況に応じて独自の項目を追加することは差し支えない。

- ① その浄化槽の存する土地の所在及び地番、設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項（法第 49 条第 1 項第 1 号及び規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号）。
浄化槽を特定するための浄化槽 ID（浄化槽番号）を記載した上で、5 条届出において把握できる情報を記載することを想定しており、浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、方式名、処理の対象（①単独②合併）、建築物用途、処理対象人員、BOD 除去率（%）、処理水 BOD（mg/L）、河川・側溝・地下浸透等の放流先等を記載する。
- ② 浄化槽管理者の氏名又は名称、使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項（法第 49 条第 1 項第 1 号及び規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号）。
法第 10 条の 2 の使用開始等の報告、法第 11 条の 2 第 1 項の使用の休止の届出、法第 11 条の 2 第 2 項の使用の再開の届出、法第 11 条の 3 の廃止の届出において把握できる情報を記載することを想定しており、浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名（処理対象人員が 501 人以上の浄化槽のみ）、使用開始年月日、休止年月日、再開予定年月日、再開年月日、使用廃止年月日、廃止の理由等を記載する。
- ③ 法第 7 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）。
検査日、工事業者名、検査結果、7 条検査不適正の場合その原因等を記載することを想定している。
- ④ 法第 11 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）。
検査日、検査結果、11 条検査不適正の場合その原因等を記載することを想定している。
- ⑤ 保守点検の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 3 号）。
保守点検実施日、保守点検業者名の他、良好な放流水質の確保の観点から、点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。
- ⑥ 清掃の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）。清掃実施日、清掃業者名の他、良好な放流水質の確保の観点から、清掃業者が清掃に先立って行う点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。
- ⑦ その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 5 号）。
下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報等、関係機関への情報収集から得られた使用実態に関する情報や、放流水質等の規制がなされる地域に位置するか、浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接しているかなどの周辺環境の情報等について記載することを想定している。

2 浄化槽に関する情報収集及び浄化槽台帳への反映

都道府県知事は、法第 49 条第 2 項の規定を活用して保守点検の実施状況や清掃の実施状況に関する情報の収集に努めること。市町村に対して清掃業者に関する情報の提供を求めたり、協議会において台帳作成に必要な情報の提供を求めたりするなど、実効性のある情報収集に努めること。また、不動産登記簿謄本や住

民票情報、空き家施策担当部局が把握する居住その他の使用がなされていないことが常態である空き家の情報、電気事業者からの電気の使用状況等の情報を収集することも可能であることから、同項を活用し、浄化槽の使用に関する正確な情報収集に努めること。関係機関が情報を提供する際は、個人情報保護条例等に沿った対応となることについては留意されたい。

浄化槽台帳整備の過程において、無届浄化槽を把握した場合においては、設置年月日や浄化槽の種類等、浄化槽に関する情報を可能な範囲で収集し、無届浄化槽であることがわかるようにした上で浄化槽台帳に記載すること。

下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報等、関係機関への情報収集からみて使用実態がなく、今後もその使用が見込まれないことが特定できた浄化槽については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、浄化槽台帳にその状況を記載し、休廃止に準じた扱いとすること。

3 浄化槽台帳の質の確保

浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとしたこと（規則第 57 条の 2 第 2 項）。都道府県知事は、少なくとも 11 条検査の実施に合わせて年 1 回は情報更新に努めること。

浄化槽台帳整備にあたり、改正法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関からの情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から 3 年を目途に整備に努めること。なお、浄化槽台帳に記載する法定検査・保守点検・清掃の実施状況については、改正法施行後に実施されたものを記載すれば足り、改正法施行前に実施されたものをさかのぼって記載する必要はない。

浄化槽台帳システムに GIS 機能を持たせることで、浄化槽の位置の特定が容易となり、指導の際の現地確認が容易となる等のメリットがあるため、GIS 機能を搭載したより多機能な浄化槽台帳システムを整備することで、より質の高い浄化槽台帳の整備に努めること。

4 浄化槽台帳の委託の取扱い

都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者に委託することができることとしたこと（規則第 57 条の 2 第 3 項）。法第 49 条第 2 項の規定による関係機関への情報収集の依頼については、都道府県知事が行うこと。

受託者は個人情報を適切に取り扱うこと。都道府県知事は、委託に当たって個人情報保護の適切な取扱いを契約書に明記するほか、委託先の監督に努めること。

5 浄化槽台帳情報の提供

浄化槽台帳情報は個人情報に該当することから、浄化槽台帳情報を第三者に提供する行為については、個人情報保護条例に沿った対応を行うこと。協議会において浄化槽台帳情報を取り扱う場合には、その情報が外部に漏洩することがないように、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【省令に基づく各種届出様式】

- 浄化槽設置届出書（省令第 3 条関係 様式第 1 号） ※法第 5 条第 1 項
- 浄化槽変更届出書（省令第 4 条関係 様式第 2 号） ※法第 5 条第 1 項

- 浄化槽使用休止届出書（省令第 9 条の 3 関係 様式第 1 号） ※法第 11 条の 2
- 浄化槽使用再開届出書（省令第 9 条の 4 関係 様式第 1 号の 2） ※法第 11 条の 2 第 2 項
- 浄化槽使用廃止届出書（省令第 9 条の 5 関係 様式第 1 号の 3） ※法第 11 条の 3

浄化槽設置届出書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者の住所
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処 理 能 力	イ. 日平均汚水量	㎡/日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取			
12. その他特記すべき事項			
行政庁記入欄			

(注意) 1. 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)特定行政庁」については、不要のものを消すこと。
2. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
3. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
4. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

浄化槽変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者の住所
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 設置届出年月日	年 月 日		
3. 変更の内容及び理由			
4. 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
5. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
6. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡		
7. 処理対象人員及び算定根拠	人		
8. 処 理 能 力	イ. 日平均汚水量	㎡/日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
9. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
10. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
11. 着工予定年月日	年 月 日	12. 使用開始予定年月日	年 月 日
13. 付近の見取図			
14. その他特記すべき事項			
行政庁記入欄			

(注意) 1. 「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)特定行政庁」については、不要のものを消すこと。
2. 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。
3. 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
4. 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第一号（第九条の三関係）

浄化槽使用休止届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ）	
浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日 撤去を実施した者の氏名又は名称
※事務処理欄	
(注意)	
1 ※欄には、記載しないこと。	
2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	
3 4 欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を随まえて記載すること。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。	

様式第一号の二（第九条の四関係）

浄化槽使用再開届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿	
届出者 住 所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ）	
浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再開の理由	
※事務処理欄	
(注意)	
1 ※欄には、記載しないこと。	
2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。	

様式第一号の三（第九条の五関係）

浄化槽使用廃止届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ）	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※ 事務処理欄	
(注意)	
1 ※欄には、記載しないこと。	
2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。	

③ 下水道台帳

下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理を適正化し、下水道施設の実態を把握するための基本的な資料である。公共下水道台帳、流域下水道台帳、都市下水路台帳などがあり、下水道法第 23 条において、公共下水道管理者が調整・保管するものとして規定されており、以下の通知等において、作成要領が明示されている。

- 下水道法第 23 条（S33 法律第 79 号）
- 下水の処理開始の公示事項等に関する省令第 3 条（S42 厚生省・建設省令第 1 号）
- 下水道台帳の調整について（S53.7.19 建設省都市局長通達）

なお、下水道台帳の調整について（S53.7.19 建設省都市局長通達）の第 1 公共下水道台帳に示される台帳の別添様式を P60～61 に掲載する（表 1～表 7）。

また、システム等として、以下がある。

- ・ 下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き Ver.5 2021.9
- ・ 下水処理場・ポンプ場施設台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き 2023.8
- ・ 下水道共通プラットフォーム（愛称：すいすいプラット）

以上、公益社団法人日本下水道協会

【下水道法 第 23 条】（S33 法律第 79 号）

（公共下水道台帳）

第 23 条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

【下水の処理開始の公示事項等に関する省令 第 3 条】（S42 厚生省・建設省令第 1 号）

（公共下水道台帳）

第 3 条 公共下水道台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

- 2 調書には、公共下水道につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 排水区域の面積及び排水人口並びに排水区域内の地名
 - 二 処理区域の面積及び処理人口並びに処理区域内の地名
 - 三 供用の開始の年月日及び終末処理場による下水の処理の開始の年月日
 - 四 吐口の位置及び下水の放流先の名称
 - 五 管渠（取付管渠を除く。以下この条において同じ。）の延長並びにマンホール（雨水吐室及びふせ

- こし伏越室を含む。以下同じ。) 汚水ます及び雨水ますの数
- 六 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 七 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 八 法第 24 条第 1 項の許可を受け、又は法第 41 条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件（仮設のものを除く。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ 名称、位置及び構造
- ロ 設置者の氏名及び住所
- ハ 設置の期間
- 3 図面は、一般図及び施設平面図とし、公共下水道につき、次の各号により調製するものとする。
- 一 一般図は、次に掲げる事項を記載した縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図とすること。
- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区（合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の污水管渠により排除される下水が 2 以上の終末処理場によって処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。）、処理分区（流域関連公共下水道の予定処理区域内にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が 2 以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。以下同じ。）又は排水区（分流式の公共下水道の雨水管渠について予定処理区域内にそれぞれ吐口を有する排水系統が 2 以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。）の境界線及び名称
- ハ 排水区域及び処理区域の境界線
- ニ 主要な管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ホ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ヘ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日
- 二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺 500 分の 1 の平面図とすること。
- イ 前号イ、ロ、ハ及びヘに掲げる事項
- ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、こう勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
- ハ 取付管渠の位置、形状、内のりの寸法及び延長
- ニ マンホールの位置、種類及び内のり寸法
- ホ 汚水ます及び雨水ますの位置及び種類
- ヘ ランプホールの位置
- ト 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位
- チ 排水施設に接続する道路の側こう溝、公共溝渠等（法第 10 条第 1 項の排水設備及びブルに掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。）の位置、形状、内のり寸法及び名称
- リ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位及び名称
- ル 法第 24 条第 1 項の許可を受け、又は法第 41 条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称
- ヲ 附近の道路、河川、鉄道等の位置
- 4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。

【S53.7.19 通達：下水道台帳の調製について】

都下企発第 73 号
昭和 53 年 7 月 19 日

都道府県知事あて

建設省都市局長

下水道台帳の調製について

下水道台帳の作成については、従来昭和 39 年 4 月 30 日付け都市局長通達「下水道の管理の適正化について」により具体的な作成要領を示してきたところであるが、今後下水道台帳は別紙によつて調製することもさしつかえない。下水道台帳は下水道の維持管理の基本となるものであるもので、供用開始前であつても建設の完了し

た区域については可及的すみやかに、また既に供用を開始している区域について未調製のものについては計画的に調製を図るよう貴管下市町村に対し、その旨指導徹底方取り計らわれない。

(別紙)

下水道台帳は、公共用施設としての下水道の管理の適正化と下水道施設の適正な把握の基本となるとともに、下水道使用者の閲覧にも供されるものであるため、下水道施設全般の実態がわかるよう、法に基づき調製し、これを保管しなければならない。

下水道台帳には、公共下水道台帳、流域下水道台帳及び都市下水路台帳があり、これらは、調書並びに一般図及び施設平面図の図面をもつて組成すべきものとされている。

台帳は、単に技術的な維持管理の基礎的資料となるばかりでなく、苦情処理、他の事業者等との協議、災害時などにおいて必要となる情報の収集等に役立つものであるが、従来、下水道台帳の整備状況は必ずしも十分とは言えない状況にあった。これは、下水道事業が下水道の普及、促進に力が注がれてきたこと、下水道台帳の調製に多くの努力、費用を要すること等の理由によると考えられる。

したがって、下水道台帳の整備を推進するためには、このような状況を踏まえ、台帳の整備目的を達成するうえで、可能な限り合理的で、かつ、妥当な調製方法を採用することが必要である。このため、調書の様式を変更するとともに、施設平面図の調製方法について、従来のメツシユ状の調製及び色分け、マンホール記号別の表示を改め、完工図を転用するシステムを採用することができることとした。

下水道台帳の調製にあたっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 台帳の調製が容易となるように、建設時から図面等の作成について配慮しておくこと。特に、完工図については、施設平面図に転用できるよう、一定の記号等をもつて調製し、容易に理解できるものとするとともに、保存に耐えられるものにしておくこと。
- (2) 一般図は、都市計画に基づく市街地区図(白図)等を用いて、下水道計画区域全体について調製しておくこと。
- (3) 道路台帳用図面に下水道施設が完全に記載されているところでは、これを利用すること。
- (4) 台帳を補完する関係図書を整備しておくこと。
- (5) 図面は、少なくとも二部作成し、不測の事態に備えて、焼失、散逸しないよう一部ずつ別場所に保管しておくこと。このためには、台帳のマイクロ化等に努めること。
- (6) 下水道施設について変更等が行われた場合には、その経過等を適時適切に記入し、常に現状を明確にしておくこと。このための担当者を定め、その都度、台帳の修正等が迅速に行えるようにしておくこと。

第一 公共下水道台帳

公共下水道台帳は、調書並びに一般図及び施設平面図をもつて組成すべきものとされているが、新しい台帳作成システムの場合、施設平面図については、完工図を転用できることとしたので、使用及び管理の利便性を考慮して、一般図のほかに、索引図をメツシユ状に調製し、施設平面図(完工図)と整合させることが望ましい。

1 台帳の内容

台帳には、下水の処理開始の公示事項等に関する省令(以下「省令」という。)第三条の規定に基づき、次のように記載しなければならない。

(1) 調書

調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- 1) 排水区域の面積及び排水人口並びに排水区域内の地名
- 2) 処理区域の面積及び処理人口並びに処理区域内の地名
- 3) 供用開始の年月日及び終末処理場における下水の処理開始の年月日
- 4) 吐口の位置及び下水の放流先の名称
- 5) 管渠(以下開渠を含む。なお、取付管渠を除く。)の延長並びにマンホール(雨水吐き室及び伏越室を含む。)、汚水ます、及び雨水ますの数
- 6) 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 7) ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 8) 公共下水道管理者の許可又は協議に基づいて設けられた施設又は工作物その他の物件に関する、次に掲げる事項(法第二四条及び第四一条参照のこと。)
 - イ 名称、位置及び構造
 - ロ 設置者の氏名及び住所
 - ハ 設置の期間

(2) 図面

図面は、一般図及び施設平面図とし、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

1) 一般図

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区の境界線及び名称
- ハ 排水区域及び処理区域の境界線
- ニ 主要な管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ホ 処理施設及びポンプ施設の位置並びに名称
- ヘ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日

2) 施設平面図

- イ 前記 1) のイ～ハ及びヘに掲げた事項
- ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
- ハ 取付管の位置、形状、内のりの寸法及び延長
- ニ マンホールの位置、種類及び内のり寸法
- ホ 汚水ます及び雨水ますの位置並びに種類
- ヘ 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位
- ト 道路側溝、公共溝渠等が排水施設に接続する位置、形状、内のり寸法及び名称
- チ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- リ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位、及び名称
- ヌ 公共下水道管理者の許可又は協議に基づいて設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称（法第二四条及び第四一条参照のこと。）
- ル 附近の道路、河川、農業用排水路及び鉄道等の位置

2 台帳の調製

台帳は、次のように調製しなければならない。

(1) 調書

調書は、少なくとも次に掲げるものを調製する。

1) 総括調書

総括調書の様式例は、表 1 のとおりである。

2) 管渠延長、マンホール及びます調書

イ 管渠延長調書

管渠延長調書の様式例は、表 2 のとおりである。

ロ マンホール及びます調書

マンホール及びます調書の様式例は、表 3 のとおりである。

3) ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書の様式例は、表 4 のとおりである。

4) 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

イ 処理施設の位置及び敷地の面積調書

処理施設の位置及び敷地の面積調書の様式例は、表 5 のとおりである。

ロ 処理施設の構造及び能力調書

処理施設の構造及び能力調書の様式例は、表 6 のとおりである。

5) 法第二四条第一項の許可を受け、又は法第四一条の協議に基づき設けられた施設、又は工作物その他の物件に関する調書

この調書の様式例は、表 7 のとおりである。

(2) 図面

図面は、次に掲げる要領により調製する。

1) 一般図の調製要領

イ 原図（地形図・白図）

一般図の縮尺は、五万分の一以上とする。

ロ 境界線の記入方法

(a) 市町村の境界線は、太目のかつこ内一点鎖線()で記入する。

(b) 予定処理区域の境界線は、太目の一点鎖線()で記入する。

(c) 処理区の境界線は、太目の三点鎖線()、処理分区の境界線は、細目の二点×線()排水区の境界線は、太目の二点鎖線()で記入する。

(d) 排水区域の境界線は、細目の二点鎖線で囲み、中を斜線()で記入し、処理区域の境界線は、細目の実線で囲み、中をばかし塗り()で記入する。

ハ 下水道施設の記入方法

主要な管渠は、実線（合流管渠及び汚水管渠は太目の実線、雨水管渠は細目の実線）とし、吐口の位置は 、ポンプ施設は 、処理施設は の各記号で記入する。

ニ その他

前記ロ、ハの名称を記入する。

2) 索引図の調製要領

イ 原図

索引図の縮尺は、二、五〇〇分の一程度とする。

ロ 境界線の記入方法

前記 1) のロと同様とする。

ハ 下水道施設の記入方法

(a) 管渠及びマンホールは、次記 3)、ハの(a)、(b)及びニの(a)と同様とする。

(b) 吐口の位置、ポンプ施設及び処理施設は、前記 1) のハと同様とする。

ニ 記載事項

1 (2) 1) のイ～ハ、ホ、へのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

(a) 管渠の位置、形状、内のり寸法及び下水の流れの方向

(b) マンホール位置及び種類

(c) 吐口の位置及び下水の放流先の名称

3) 施設平面図(完工図)の調製要領

イ 原図(地形図)

(a) 原図の大きさは、B 列二号程度を標準とする。

(b) 原図の縮尺は、五〇〇分の一(当分の間は、六〇〇分の一でもよい。)を標準とする。

(c) 原図は、道路及び下水道工作物を主体とした、高精度の平面図とする。

(d) 下水道工作物は、管渠、マンホール、吐口、ます、取付管、伏越、ポンプ施設、処理施設等をそれぞれ識別し、その識別した凡例に基づき明確に記入する。

ロ 高低測量

(a) 原図における水準基標は、建設省国土地理院の水準基標、又は各都市の信頼すべき水準基標とする。

(b) 水準測量は、必ず閉合し、その閉合誤差は、一キロメートルにつき十ミリメートル以内とする。

ハ 管渠

(a) 幹線路は、二本線、枝線路は、一本線の実線で記入する。

(b) 管渠の形状別表示については、円形管は、馬蹄形渠は、方形及び長方形渠は、開渠は、の各記号で記入する。

(c) 管渠の大きさは、円形管の場合は内径を、馬蹄形渠、方形渠、長方形渠、及びその他の特殊渠の場合は幅及び高さの最大のところを表わす。

(d) 延長は、マンホール中心間をもつて表わす。

(e) 管渠底高は、マンホール内壁における各管渠の底高をもつて表わす。

(f) 管渠の形状、こう配及び延長を表わす文字は、マンホールとマンホールとの間に記入する。

(g) 管渠底高を表わす文字は、その所属管渠と並行して管渠底高の変化箇所記入する。なお、変化箇所に記入できないときは、適当に位置を変更して、引出し線をもつて所属管渠を明確にする。

(h) 管渠の流向を示す矢印は、その所属管渠線に接近した位置に並行して記入する。

ニ マンホール

(a) マンホールは、その形状及び寸法により、適宜区別し、記入する。

(b) マンホール位置の地盤高は、標高で表わし、マンホールふた縁わくの高さをもつて表わす。なお、縁わくが傾斜している場合は、その上下の平均をとつて表わす。

(c) マンホール箇所の地盤高を表わす文字は、マンホールの中心に向う矢印線を引き、縦書(漢字)で明確に記入する。

ホ ます

ますは、雨水ますと汚水ますとを、それぞれ形状別に記号を定めて記入する。

ヘ 取付管

(a) 取付管は、雨水、汚水とも記入する。

(b) 取付管は、大きさ別に識別し、その識別した凡例に基づき明確に記入する。

ト 吐口

吐口は、明確に記入するとともに、その放流河海の高水位、低水位、平水位等を、吐口に近接した位置に記入する。

チ 伏越

(a) 伏越は、凡例を定めて記入する。

(b) 伏越管渠の形状、延長、こう配及び条数を表わす文字は、伏越マンホール間に記入する。

リ ポンプ施設及び処理施設

ポンプ施設及び処理施設は、適宜形状にあわせて表わし、その名称を記入する。

ヌ 区界及びその他

(a) 排水区名、処理区名等

排水区名、処理区名及び各分区名は、各区界線（前記 1）ロによる。）の両側に明確に記入する。

(b) 国公有地、民地境界及び行政区界

i) 国公有地、民地境界は、細目の実線で記入する。

ii) 行政区界（町字界等）は、細目のかつこ内一点鎖線（ ）とし、行政区（町字等）名を明確に記入する。

(c) 河川及び橋りよう

河川及び橋りようは、明確に記入し、その名称を適当に配置して記入する。

(d) その他

必要に応じて、工事索引番号、補完図書番号等を記入する。

<別添様式>

表 1 総括調書

表 2 管きよ延長調書

表 3 マンホール及びます調書

表 4 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

表 5 処理施設の位置及び敷地の面積調書

表 6 処理施設の構造及び能力調書

表 7 法第 24 条第 1 項の許可を受け、又は法第 41 条の協議に基づき設けられた施設、又は工作物その他の物件に関する調書

第二 流域下水道台帳

流域下水道台帳は、調書並びに一般図及び施設平面図をもつて組成すべきものとされているが、流域関連公共下水道の接続等を考慮して、適宜、縦断面図及びマンホール詳細図を調製することが望ましい。

1 台帳の内容

台帳には、省令第四条の規定に基づき次のように記載しなければならない。

(1) 調書

調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- 1) 排水区域の面積及び排水人口並びに排水区域内の地名
- 2) 処理区域の面積及び処理人口並びに処理区域内の地名
- 3) 供用開始の年月日及び処理場における下水の処理開始の年月日
- 4) 吐口の位置及び下水の放流先の名称
- 5) 管渠（流域関連公共下水道との接続管渠を除く。）の延長及びマンホール（雨水吐室及び伏越室を含む。）の数
- 6) 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 7) ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 8) 流域関連公共下水道が接続する位置
- 9) 流域下水道管理者の許可又は協議に基づいて設けられた施設又は工作物その他の物件に関する、次に掲げる事項（法第二五条の九参照のこと）
 - イ 名称、位置及び構造
 - ロ 設置者の氏名及び住所
 - ハ 設置の期間

(2) 図面

図面は、一般図及び施設平面図とし、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

1) 一般図

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線並びに流域下水道の処理区及び処理分区の境界線及び名称
- ハ 流域関連公共下水道の排水区域及び処理区域の境界線
- ニ 管渠（流域関連公共下水道との接続管渠を除く。）及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ホ 流域関連公共下水道が接続する位置
- ヘ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ト 方位、縮尺、凡例及び調製年月日

2) 施設平面図

- イ 前記 1) のイ～ハ及びトに掲げた事項

- ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、こう配、区間距離、管渠番号及び管渠底高並びに下水の流れの方向
- ハ 流域関連公共下水道との接続管渠の位置、形状、内のり寸法、こう配、管渠番号及び管渠底高
- ニ マンホール（水量、水質測定用マンホールを含む。）の位置、種類、内のり寸法及びマンホール番号
- ホ 吐口の位置及び下水の放流先の名称並びに高水位、低水位及び平水位
- ヘ 処理施設及びポンプ施設の名称並びに敷地の境界線
- ト 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位、及び名称
- チ 流域下水道管理者の許可又は協議に基づいて設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称
- リ 付近の道路、河川、鉄道等の位置

2 台帳の調製

台帳は、次のように調製しなければならない。

(1) 調書

調書は、少なくとも次に掲げるものを調製する。

1) 総括調書

総括調書の様式例は、表 8 のとおりである。

2) 管渠延長及びマンホール調書

イ 管渠延長調書

管渠延長調書の様式例は、表 9 のとおりである。

ロ マンホール調書

マンホール調書の様式例は、表 10 のとおりである。

3) 接続調書

接続調書には、流域関連公共下水道の接続に関するマンホール、管渠の形状、接続位置、接続承認（許可）年月日、流入開始年月日、排水区域の面積及び人口、処理区域の面積及び計画人口並びに計画下水量を記載する。なお、様式例は、表 11 のとおりである。

4) ポンプ施設の位置、敷地面積、構造及び能力調書

公共下水道台帳に準ずるものとし、様式例は、表 4 のとおりである。

5) 処理施設の位置、敷地面積、構造及び能力調書

公共下水道台帳に準ずるものとし、様式例は、表 5、6 のとおりである。

6) 法第二五条の九の許可又は協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件に関する調書

公共下水道台帳に準ずるものとし、様式例は、表 7 のとおりである。

(2) 図面

図面は、次に掲げる要領により調製する。

1) 一般図の調製要領

イ 原図（地形図・白図）

原図の縮尺は、五万分の一以上とする。

ロ 境界線の記入方法

(a) 市町村の境界線は、太目のかつこ内一点鎖線()で記入する。

(b) 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線は、太目の一点鎖線()で記入する。

(c) 流域下水道の処理区の境界線は、太目の三点鎖線()で記入し、処理分区の境界線は、細目の一点×線()で記入する。

(d) 流域関連公共下水道の排水区域の境界線は、細目の二点鎖線で囲み、中を有線()で記入し、処理区域の境界線は、細目の実線で囲み中をぼかし塗り()で記入する。

ハ 下水道施設の記入方法

流域下水道の管渠は実線、流域関連公共下水道の接続位置は 、ポンプ施設は 、処理施設は の記号で記入する。

ニ その他

前記ロ、ハの名称を記入する。

2) 施設平面図（完工図）の調製要領

イ 原図（地形図）

(a) 原図の大きさは、B 列二号（五一・五センチメートル×七二・八センチメートル）程度を標準とする。

(b) 原図の縮尺は、五百分の一を標準とする。

(c) 原図は、道路及び下水道工作物を主体とした、高精度の平面図とする。

(d) 下水道工作物は、管渠、マンホール、吐口、伏越、ポンプ施設、処理施設をそれぞれ識別し、その識別した凡例に基づき明確に記入する。なお、管渠及びマンホールについては、

それぞれの番号を明記する。

- ロ 高低測量
第一、二 (2) 3) のロを参照のこと。
- ハ 下水道施設
第一、二 (2) 3) のハ、ニ、ト〜リを参照のこと。
- ニ 区界及びその他
第一、二 (2) 3) のヌを参照のこと。

3) 縦断面図の調製要領

イ 図面

- (a) 図面は、施設平面図の区分にあわせて調製し、大きさは、B 列二号程度を標準とする。
- (b) 図面の縮尺は、縦は百分の一とし、横は施設平面図の縮尺と同様とする。
- (c) 下水道工作物としては、管渠、マンホール、吐口及び放流先の状況並びに管渠を横断する施設等を明記する。
- (d) 高低測量は、前記 2) のロを参照のこと。

ロ 記載事項

- (a) 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、管渠番号、区間距離、通加距離、管底高及び土かぶり
- (b) 地表面の位置及び地盤高
- (c) マンホールの位置、深さ及びマンホール番号
- (d) 流域関連公共下水道の接続管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠番号及び管底高
- (e) 下水の放流先の名称及び水位(高水位、低水位、平水位等)並びに河床等の位置及び高さ
- (f) 河川、地下鉄、地下道等の管渠を横断する主要な施設等の位置及び名称
- (g) 縮尺、凡例及び調製年月日

4) マンホール詳細図の調製要領

マンホール詳細図は、マンホール番号ごとの配置図及び構造図(平面図、縦断面図)とする。

イ 図面

- (a) 図面の大きさは、B 列二号程度を標準とする。
- (b) 図面の縮尺は、百分の一以上を標準とする。
- (c) 配置図には、マンホールの位置を表示する。表示にあたっては、道路境界又は付近の固定構造物を基準とし、両側又は両街角からマンホールふたの中心までの距離をもつて表わす。
- (d) 構造図には、流入及び流出管渠、マンホール、ふた、側塊、底部、インパート、基礎、付帯構造物等を明記する。

ロ 記載事項

- (a) マンホールの形状、寸法、位置及びマンホール番号
- (b) 接続管渠(流域関連公共下水道の管きよを含む)の位置、形状、内のり寸法及び管渠番号

<別添様式>

表 8 総括調査

表 9 管きよ延長調査

表 10 マンホール調査

表 11 接続調査

第三 都市下水路台帳

都市下水路台帳は、調査並びに一般図及び施設平面図をもつて組成すべきものとされている。

1 台帳の内容

台帳には、省令第二〇条の規定に基づき、次のように記載しなければならない。

(1) 調査

調査には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- 1) 集水区域の面積及び集水区域内の地名
- 2) 都市下水路の指定年月日
- 3) 都市下水路の延長及びマンホール数
- 4) 都市下水路の吐口の位置及び計画流量並びに下水の放流先の名称
- 5) ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 6) 都市下水路管理者の許可又は協議に基づいて設けられた施設又は工作物その他の物件に関する、次に掲げる事項(法第二十九条及び法第四十一条参照のこと。)

イ 名称、位置及び構造

ロ 設置者の氏名及び住所

ハ 設置の期間

(2) 図面

図面は、一般図及び施設平面図とし、少くとも次に掲げる事項を記載する。

1) 一般図

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 集水区域の境界線
- ハ 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ニ ポンプ施設の位置及び名称
- ホ 方位、縮尺、凡例及び調製年月日

2) 施設平面図

- イ 前記 1) のホに掲げた事項
- ロ 管渠の位置、形状、構造、内のり寸法、勾配、区間距離及び河床高又は管渠底高並びに流れの方向
- ハ 取付管の位置、形状及び内のり寸法
- ニ マンホール、雨水ますの位置、種類及び内のり寸法
- ホ 吐口の位置及び放流先の名称並びに高水位、低水位及び平水位等
- ヘ 道路側溝、公共溝渠等が、排水施設に接続する位置、形状、内のり寸法及び名称
- ト ポンプ施設の名称及び都市下水路敷地の境界線
- チ ポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状寸法、水位及び名称
- リ 都市下水路管理の許可又は協議に基づいて設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称
- ヌ 付近の道路、河川、農業用排水路、鉄道等の位置

2 台帳の調製

台帳は、次のように調製しなければならない。

(1) 調書

調書は、少なくとも次に掲げるものを調製する。

1) 総括調書

総括調書の様式例は、表 12 のとおりである。

2) 水路の延長調書

水路の延長調書の様式例は、表 13 のとおりである。

3) ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書の様式例は表 14 のとおりである。

4) 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件に関する調書

この調書の様式例は、表 15 のとおりである。

(2) 図面

図面は、次に掲げる要領により調製する。

1) 一般図の調製要領

- イ 原図（地形図）
原図の縮尺は五万分の一以上とする。
- ロ 境界線の記入方法
(a) 市町村の境界線は、太目のかつこ内一点鎖線()で記入する。
(b) 集水区域の境界線は、太目の三点鎖線()で記入する。
- ハ 都市下水路施設の記入方法
主要な管渠は実線、吐口の位置は 、ポンプ施設は で記入する。
- ニ 前記ロ、ハの名称を記入する。

2) 施設平面図(完工図)の調製要領

第二、2 (2) 2) を参照のこと。

3) 縦断面図の調製要領

第二、2 (2) 3) を参照のこと。

<別添様式>

表 12 総括調書

表 13 水路の延長調書

表 14 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

表 15 法第 29 条第 1 項の許可を受け、又は法第 41 条の協議に基づき設けられた施設、又は工作物そ

その他の物件に関する調書

第四 補完図書

1 補完図書の整備

補完図書は下水道施設全般の維持管理業務を適正且つ能率的に遂行するために必要な資料として備えるものであり、下水道台帳だけではその実態等の詳細が完全に把握できない部分を補完するためのものである。補完図書としては次に掲げるような関係図書があげられるが、都市の実情に応じてこれらのうちから必要な図書を整備しておくことが望ましい。なお、次に掲げる関係図書以外の図書についても必要と認められる場合には補完図書として整備するとともに、補完図書の整備に際してはこれらをマイクロ化することが望ましい。

- (1) 下水道施設の完工図書
排水施設、ポンプ施設及び処理施設等下水道施設の完工図書
- (2) 計画説明書
下水道法施行規則第四条又は第一八条に基づく関係図書一式
- (3) 設計計算書及び流量計算表
流量計算書、水理計算書、施設の設計計算書、構造計算書及び水位関係図等
- (4) ポンプ施設及び処理施設の施設、設備一覧表
ポンプ施設及び処理施設内の各施設の形式、構造寸法、能力、規模、数量等維持管理上必要な事項を記した施設及び設備の一覧表
- (5) 工事台帳
排水施設、ポンプ施設、処理施設等の各年次ごとの工事内容及び事業費等の記載した台帳
- (6) 固定資産台帳
下水道用地、建物、施設等の現状のわかる資産台帳及び諸権利関係図書
- (7) 下水道用地の関係図書
下水道用地台帳(調書、図書及び写真で組成)各種の権利関係図書の写し、査定記録等下水道用地に係わる関係図書一式
- (8) 下水道施設に係わる各種の許認可関係図書
 - 1) 道路、河川、港湾等の占用又は工作物設置等の許認可関係図書
 - 2) 下水道管理者が運営管理上必要な各種の許認可関係図書
 - イ 公共下水道及び流域下水道管理者との供用開始告示及び接続に関する承認関係図書
 - ロ 工場等に対する除害施設設置及び接続に係わる関係図書
- (9) 下水道施設に係わる各種の協議関係図書
 - 1) 下水道計画及び施行上において生じた河川、農業排水、地下埋設物及び都市計画事業等の各施設管理者あるいは、施行者との協議関係図書
 - 2) 開発行為等の協議、同意、引継ぎ一連の関係図書
 - 3) 下水道施設の設置、運営、管理等に係わる各種協議関係図書（例えば地元等との覚書等）
- (10) 道路埋設物図
下水道施設に関係する部分に埋設されている上水道管、ガス管等の埋設位置、深さ、構造、寸法、材質等の記載されている埋設物図
- (11) その他維持管理に必要な図書

2 補完図書の整備及び保管

補完図書は、常に正確なものであるよう整備し、必要な時に即応できるよう次の事項に留意して図書を整理し、保管しておくことが望ましい。

- (1) 図書は整理簿によって整理し、追加、修正等はその都度速やかに行い、これらの記録をそれぞれの整備簿に記入して、その実態が把握できるようにしておくこと。
- (2) 補完図書一覧表を作成して、その実態が把握できるようにしておくこと。
- (3) 図書の整理、保管にあたっては、担当者及び保管場所を明確にしておくこと。

表1 総括調書

施 工 年 度	排 水 区 域				処 理 区 域				施 設 数 量							排水区名又は処理区名			
	告示番号 及び 供用開始 年月日	面 積	人 口	地区名	告示番号 及び 処理開始 年月日	面 積	人 口	地区名	着 工 及び 完 工 年月日	区間 延長 (m)	管渠 延長 (m)	マン ホール (個)	汚水 ます (個)	雨水 ます (個)	ポンプ 施設 (箇所)	処理施設 運転開始 年月日	吐口 の位置	放流先 の名称	摘 要
		(ha)	(人)			(ha)	(人)												

注：摘要欄には該当施設平面図番号を記入する。

表2 管渠延長調書

施 工 年 度	暗 渠 (m)													開 渠 (m)				合計 (m)	摘 要
	φ250	φ300	..	..	..	φ1800	..	小計	幅3,000 高2,000	..	..	小計	計	幅3,000 高2,000	..	..	..	計	

注：摘要欄には該当施設平面図番号を記入する。

表3 マンホール及びます調書

施 工 年 度	マンホール (個)								排水区名又は処理区名								ま ず (個)				摘 要
	1号 内のり寸法 90cm	..	..	..	馬蹄 暗渠用	雨水 吐口室	伏越室	計	汚水ます				雨水ます				計				
									内のり寸法 45cm	..	特殊	小計	内のり寸法 45cm	..	特殊	小計					

注：摘要欄には該当施設平面図番号を記入する。

表4 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力調書

ポンプ施設の位置、放流の面積、構造及び能力調査								排水区名又は処理区名			修景施設等 m2	摘 要
名 称	位 置	敷地面積 m2	放流先の名称	運転開始 年月日	集水面積		計画人口 人	揚水能力				
					汚 水 ha	雨 水 ha		晴天時汚水 m3/分	雨水時汚水 m3/分	雨 水 m3/分		

注：揚水能力が全体計画と異なるときは全体計画を()書きとする。

(場内配置図)

主 ポンプ	種 別	単 位	放 量	構造又は形式	形状寸法	能力又は容量	竣工年月日	備 考
	流入管渠	m				m3/秒		
	ゲート室	室						
	ゲート	基						
	沈砂池	池				m3		
	スクリーン	基						
	ポンプます	基				m3		
	汚水ポンプ	台				m3/分		
	雨水ポンプ	台				m3/分		
	放流管渠	m				m3/分		
	放流ゲート	基						
	管理棟	棟				m3		

注1：種別欄に記載されていない施設がある場合は、適宜追加して記入すること。

注2：備考欄には機械等の製造メーカー等の名称等を記入する。

表5 処理施設の位置及び敷地の面積調書

表1 処理施設の位置及び敷地の面積調査				排水区名又は処理区名					
名 称	位 置	敷地面積	処理開始年月日	計画処理面積及び処理水量			放流先の名称	修景施設等	備 考
				処理面積	晴天時処理水量	雨水時処理水量			
		m2		ha	m3/日	m3/日			
				計画処理面積及び処理水量					
				処理面積	晴天時処理水量	雨水時処理水量			
				ha	m3/日	m3/日			
				(処理場配置図 1/**)					

表6 処理施設の構造及び能力調書

排水区名又は処理区名															
名 称	構造又は形式	形状寸法	能力又は容量	数量	竣工年月日	運転開始年月日	摘 要	名 称	構造又は形式	形状寸法	能力又は容量	数量	竣工年月日	運転開始年月日	摘 要
下水処理施設	流入管渠		m3/秒	m				汚泥処理施設	汚泥濃縮タンク		m3	基			
	沈砂池		m3	池					汚泥消化タンク		m3	基			
	ポンプ室		m3	棟					汚泥洗浄タンク		m3	組			二段向流式
	汚水ポンプ		m3/分	台					汚泥脱水機	sskg/時	台				
	予備エアレーションタンク		m3	基					汚泥焼却炉	t/日	基				
	最初沈殿池		m3	池				共通施設	ガスタンク		m2	基			
	エアレーションタンク		m3	基					管理棟		m2	棟			
	送風機		m3/分	台					受変電所		KVA	式			
	最終沈殿池		m3	池											
	消毒設備		m3	基											
放流管渠		m3/秒	m												

注1：名称欄に記載されていない施設がある場合は、適宜追加して記入すること。
注2：摘要欄には機械等の製造メーカー等の名称を記入する。

表7 法第24条第1項の許可を受け、又は法第41条の協議に基づき設けられた施設、又は工作物その他の物件に関する調書

表7 広第24条第1項の許可を受け、又は広第24条の面積に基づき設けられた施設、又は工作物その他の物件に関する調査

					排水区名又は処理区名			
図面番号 (施設平面図)		物件の名称	位 置	設 置 期 間	設置者住所氏名		摘 要	
略図(平面図、縦断面図及び横断面図等)								